

平成25年12月土佐清水市議会定例会会議録

第8日（平成25年12月10日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 13人

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 矢野川 周平君 | 2番  | 森 一美君  |
| 3番  | 小川 豊治君  | 4番  | 西原 強志君 |
| 5番  | 永野 裕夫君  | 6番  | 岡林 喜男君 |
| 8番  | 岡崎 宣男君  | 9番  | 瀧澤 満君  |
| 10番 | 岡林 守正君  | 11番 | 仲田 強君  |
| 12番 | 井村 敏雄君  | 13番 | 橋本 敏男君 |
| 14番 | 武藤 清君   |     |        |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

7番 永野 修君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |        |      |       |
|--------|--------|------|-------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正君 | 局長補佐 | 東 博之君 |
| 議事係長   | 池 正澄君  | 主 事  | 坂本 壮君 |
| 主 事 補  | 岡崎 正嗣君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|     |        |                |        |
|-----|--------|----------------|--------|
| 市 長 | 泥谷 光信君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 黒原 一寿君 |
|-----|--------|----------------|--------|

|                              |         |                          |         |
|------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 税務課長兼<br>固定資産評価員             | 浦中 伸二 君 | 企画財政課長                   | 早川 聡 君  |
| 総務課長                         | 山崎 俊二 君 | 危機管理課長                   | 横畠 浩治 君 |
| 消 防 長                        | 濱田 益夫 君 | 消 防 署 長                  | 西田 和啓 君 |
| 健康推進課長                       | 山下 毅 君  | 福祉事務所長                   | 二宮 真弓 君 |
| 市 民 課 長                      | 岡田 敦浩 君 | 環 境 課 長 兼<br>清掃管理事務所長    | 坂本 和也 君 |
| まちづくり対策課長                    | 木下 司 君  | 産 業 振 興 課 長              | 磯脇 堂三 君 |
| 産 業 基 盤 課 長                  | 文野 喜文 君 | 水 道 課 長                  | 田村 和彦 君 |
| じんけん課長                       | 中山 直喜 君 | しおさい園長                   | 中島 東洋 君 |
| 収 納 推 進 課 長                  | 横山 周次 君 | 教 育 長                    | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                  | 山本 豊 君  | 生 涯 学 習 課 長              | 山下 博道 君 |
| 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 徳井 直之 君 |
| 監査委員事務局長                     | 中山 優 君  |                          |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○副議長（小川豊治君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成25年12月土佐清水市議会定例会第8日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者についてご報告いたします。

岡林議長が所用のため遅刻、7番永野 修君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

なお、議長が出席するまでの間、私が議長職をとらせていただきますので、よろしく願いいたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 皆さん、おはようございます。

一般質問に入ります前に、このたびの台風26号の大雨にてお亡くなりになられた伊豆大島の方々や遺族の皆様にご心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。

今後一日も早い復旧と皆様の安全と健康を心からお祈り申し上げます。

まず先に、きょうの高知新聞の中に、県内建設人手不足が深刻ということで三面記事に載っていましたが、工事急増、求人倍率3倍、若手入らずベテランは引退と。不落続く最大要因ということで、人手不足がかなり深刻ということですが、この要因も全部中央公論の12月に、壊死する地方都市ということで、かなり載っておりますので、また皆さん、機会があれば読んでいただいて、今後の10年先、20年先、30年先を見越した行政のかじ取りをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、産業基盤課長にお伺ひします。

以前、漁場の活性化対策として、フルボ酸鉄について質問をいたしました。その後、行政側で研究されたと思ひますが、構わない範囲で構いませんので、研究されたものをどうかよろしくお願ひいたします。

○副議長（小川豊治君） 執行部の答弁を求めます。

産業基盤課長。

（産業基盤課長 文野喜文君自席）

○産業基盤課長（文野喜文君） おはようございます。

それでは、お答えをいたします。

森林の落ち葉や枝木が微生物によって分解される段階で、水溶性のフルボ酸という腐食物質ができ、フルボ酸が土中の腐植土の中の鉄と結びついて、フルボ酸鉄となって、そのフルボ酸と結合した鉄イオンは、フルボ酸鉄として鉄イオンのまま川を下って、海へ到達し、そこで植物プランクトンや海藻が養分を吸収できるように働くのがフルボ酸鉄であると認識をしております。

前回の質問の後、特別にフルボ酸鉄についての研究は行っておりませんが、その栄養分を補給していくために森林の整備は必要であると考えて、森林組合とも連携をして、間伐を中心とした森林の整備を積極的に行って、栄養分が海に届くよう努めております。

今後も、継続して森林の整備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） まず、そういう答弁になるかと思えます。産業基盤課長、ありがとうございました。

もう一度、産業基盤課長にお伺いをいたします。

産業基盤課長の答弁のとおり、森から海への贈り物と言われる栄養で必須ミネラルのフルボ酸鉄、この露の一滴が川から海へ流れておりましたけれども、それが海の繁栄につながったという説があります。

しかし、最近では、山村は過疎、山里は荒れ放題、またコンクリートのダム、護岸、それによってフルボ酸鉄が海に届かなくなったということがテレビで報道されております。

それでは、テレビでもありましたけれども、フルボ酸鉄と同じ効果があるといわれるクエン酸鉄のつくり方が、インターネット上にありましたので、私も実際に試してみました。

空の2リットル入りのペットボトルに水を1.8リットル、1升入れまして、次に薬局で買ったクエン酸というレモンのもとから取ったものらしいんですけども、クエン酸を加えてよく溶かすわけです。そして使い捨てカイロの1個、使った後のカイロ、その全部をボトルに入れまして、よく振ってまぜるんですけど、その後、丸1日栓をせずに放置すれば、きれいに完成します。私も50本ほどつくって流した結果、かなりいろいろな効果がありました。ある日、さばの子が群れになって出ていたという話もありますので、50本ぐらいじゃ広い海はそれほど効果が出ませんので、また後で市長にお願いせないかんがですけど、この地球温暖化を防ぐという効果があると言われております。というのはこの鉄イオンによって、水中の植物とか、植物プランクトンがふえて、光合成によって、CO<sub>2</sub>が削減され、地球温暖化を防ぐということがテレビでも放送されました。テレビの細かい内容は言えませんが、また藻や魚介類もふえて、豊かな漁場ができるということでもあります。

できれば、多くの参加者を募り、ペットボトルでクエン酸鉄をつくって、川や海に流すことで、多くの恩恵が生まれてくる可能性がありますので、産業基盤課長のお考えをよろしく願います。

○副議長（小川豊治君） 産業基盤課長。

（産業基盤課長 文野喜文君自席）

○産業基盤課長（文野喜文君） お答えをいたします。

残念ながら、私はそのテレビ放送を見ておりませんので、その内容については承知をしておりませんが、私なりに調べてみますと、ご提案のクエン酸鉄は、フルボ酸鉄と同等の機能を持ち、森林の木々が長い年月をつくり出し、山から海へと運ばれる腐食酸鉄（栄養ミネラル）とほとんど同じ機能を持つとされております。

この必須ミネラルを家庭の台所、風呂から河川へ流して海に届けることで、水中の食物連鎖

の活性化、それに伴う光合成による二酸化炭素の吸収による酸素やオゾンの生成などにより、地球温暖化の抑制や水産資源の増産、さらには水や大気の浄化が図られると記されております。

用途として、クエン酸鉄入り液体や、吸収担持させた固形物質を川や海に散布し、水質浄化、自然循環の再生を促進し、さらにCO<sub>2</sub>が消費されるとのことであります。

また、つくり方につきましては、先ほど議員がお話になって実際に行ったとおりでありまして、使用済みの使い捨てカイロとクエン酸により、簡単につくるとあります。

自然環境にやさしく、水産資源の増産にも役立つとのことでありますが、広く参加を募って、実際に放流するというには、まだまだ勉強不足でありますので、今後、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 産業基盤課長、どうもありがとうございます。その程度の答弁だと思いますけども、研究をまたよろしくお願いします。

次に、市長にお伺いします。

クエン酸鉄を大勢でつくって川に流せば、植物プランクトンが増加し、海藻が発生し、海が回復したと言われております。

また、ヘドロやドブのにおいがなくなったという情報もありますので、ぜひとも市役所だけでなく、市全体で取り組みを始めてはどうかと思いましたので、市長のお考えをよろしくお願いします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 矢野川議員におかれましては、いつも提言型のご質問をいただきまして、ありがたく思っておるところでございます。

ご提案のように、手軽につくることができて、しかも環境にやさしく、海の回復だけではなく、水路などのヘドロやドブのにおいなどにも効果がある。まさに非常にすばらしいこの取り組みというふうには考えております。そのことによって、ほかに影響がなければ、小学生を対象とした環境学習、こういったものができればと思いますし、また、これまでに取り組んでいようなEM菌のような活動も場合によっては考えられるというふうには考えます。

ただ、広く参加者を募って放流するということにつきましては、この知的財産権と言いますか、そういう問題がひょっとしたらあるかもわかりませんので、関係機関のご意見も参考にしながら、今後のぜひ検討課題ということにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 市長、ありがとうございます。

できれば、小学生の環境学習ぐらいには発展してほしいと思いますけれども、この程度にしておきます。

次に、発達障害者への支援について、福祉事務所長にお伺いいたします。

発達障害者支援法が平成17年度に施行されて以来、国・県・市町村は、いろいろと支援策を出しながら取り組んでいるものと思われませんが、できれば、この法の精神と言いますか、中身等の説明をこの議場でお願いしたいと思いましたので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（小川豊治君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 二宮真弓君自席）

○福祉事務所長（二宮真弓君） お答えいたします。

平成17年から施行されておりますこの法律は、発達障害者の心理的機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のためには、発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、その支援を行うことに関する国と地方公共団体の責務を明らかにしたものでありまして、具体的には就学前の発達支援、学校における発達支援、そして就労や生活に関する支援など、それぞれのライフステージにおける必要な措置を講じることとされております。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 福祉事務所長、よくわかりました。法の精神がよくわかりました。

所長に再度お伺いいたします。

福祉事務所としての取り組みについて、どういう取り組みをしているのか、構わない範囲で構いませんので、よろしくお伺いします。

○副議長（小川豊治君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 二宮真弓君自席）

○福祉事務所長（二宮真弓君） お答えいたします。

まず、乳幼児健診におきましては、発達面が気になる児童については、保健師が保護者のフォローをしております。そして、必要と思われる場合には、保健師や家庭児童相談員が児童心理士による検査が受診できる子どもの発達相談会につなぐ、あるいは療育福祉センターなど、医療機関を紹介するなどしております。

また、保育所におきましては、発達の心配や発達障害を疑われる児童について、集団生活の中で経過観察をしながら、幡多福祉保健所の理学療法士の支援を仰ぎながら、その子の発達に応じた保育を進める。あわせて、保護者には療育福祉センターなど、医療機関へのつなぎをしております。

その後、特別児童扶養手当の受給認定を受けた児童には、保育所で加配保育士を配置し、関係機関と連携をとりながら、児童に応じた支援を継続していきます。

また、県が主催する発達障害に関する研修会を保護者に紹介。担当保育士も積極的に参加するようにしております。

保育所から小学校就学する際の引き継ぎが重要であるとの認識から、本市独自で平成24年度より、就学时引き継ぎシートの作成に取り組み、保育所から小学校へ就学する際、できるだけスムーズな支援が移行できるように、保育所での支援内容、現状などを保育士と保護者により、一つのシートにまとめ、その情報を小学校に引き継ぐようにしております。

高知県としても、この取り組みを来年度から実施する計画のようでありまして、これは余談になりますが、本市の先行した取り組みの事例を引き継ぎシート作成にかかわった保育士が、来月、県主催の研修会で先進事例として発表することにもなっております。

一方、18歳を過ぎた人たちの生活支援につきましては、健康推進課の保健師が継続して支援しているようですが、就職支援までにはつながっていない状況のようです。

発達障害者の支援の体制づくりは、高知県も大きな課題と捉えており、第2期日本一の健康長寿県構想の中で、専門医師の養成から就労支援までの具体的な取り組みを掲げておりますので、市としても連動した取り組みが必要だと感じております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 福祉事務所長、どうもありがとうございました。

発達障害というのは、ちょっと簡単に言いますと、知的障害、広汎性発達障害、これは自閉症、コミュニケーション障害、運動機能障害、破壊的行動障害、チック障害、学習障害、高機能広汎性発達障害、アスペルガー症候群というのですけども、高機能自閉症ともいいます。それから注意欠陥多動性障害、AD/HDといえます。その他、軽度の発達障害があるように障害の種類もかなり多いとあります。

学校教育課長にお伺いします。

今、福祉事務所長が答弁したように、引き継ぎの中で学校教育にも関係があります。発達障害者への支援策は、どのようになされているのか、答弁をよろしく申し上げます。

○副議長（小川豊治君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

先ほど、福祉事務所長から答弁があったように、就学時の引き継ぎシートの活用により、小学校の入学前に学校生活を送る上で、不安のある児童とその保護者に対し、就学相談を専門的な職員に依頼して行っています。その中で、適切な指導ができる場の情報提供を行っています。

発達障害児については、知的障害が伴う場合は、特別支援学級による支援、知的障害を伴わない場合は、通常学級における支援を行います。

平成25年度の特別支援学級は、小学校6学級、中学校4学級であり、県費負担の特別支援学級担任が配置されています。

別途、支援を要する児童生徒について、学校からの要望を受けて、市の特別支援教室支援員を配置し、支援員の研修会を行いながら、特別支援学級や通常の学級に在籍する児童生徒へ13名の支援員を配置し、対応しております。

支援が組織的にできるように、個別の支援計画、指導計画の作成を位置づけ、適切な支援ができるようにしています。

また、各学校で校内委員会を設置することも義務づけており、特別支援教育コーディネーターの指名を行い、コーディネーターに対する研修等を通して、特別支援教育に対する理解を深め、教職員の専門性、資質の向上を図り対応しています。

教育相談活動も常時行っており、中村特別支援学校や児童相談所、本市の教育研究所のスクールソーシャルワーカー、清水中配置のスクールカウンセラーなど、関係機関や専門的知識を持った方との連携をとりながら支援を進めております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 学校教育課長、どうもありがとうございました。よくわかりました。

ひとつよろしく、これからもいろいろと発達障害への取り組みがふえてくるかと思えます。なかなか取り組むのは大変でしょうけども、よろしくお願いします。

次に、夾竹桃についてですが、産業振興課長にお伺いいたします。

竜串海洋館前に県の駐車場がありますが、毎年7月ごろから夾竹桃のきれいな花が咲きます。桃のようなきれいな花ですが、夾竹桃とはどのような植物なのか、産業振興課長の所見をお願いします。

○副議長（小川豊治君） 産業振興課長。



(産業振興課長 磯脇堂三君自席)

○産業振興課長(磯脇堂三君) お答えします。

夾竹桃は、乾燥や大気汚染に強く、街路樹や公園の緑化樹として、広く植栽されており、市内でも公園などでよく見ることができ、夏場にはピンクや白などのかわいい花を咲かせ、見る人を楽しませてくれます。

ただ、名前については、余り知られていないようでございます。

夾竹桃は、インド原産で、キョウチクトウ科キョウチクトウ属の常緑低木で、江戸時代中期に、中国を経て日本に伝来したと言われております。

名前の由来は、中国名夾竹桃の音読みで、葉が細長く竹のように似ており、花が桃の花に似ていることから名前で、夾の字は挟むを意味し、夾竹桃は竹と桃をまぜ合わせたものをあらわしています。

また、広島は、かつて原爆で75年間草木も生えないと言われてましたが、被爆焦土にいち早く咲いた花として、原爆からの復興のシンボルとなったことでも有名で、広島市の花に指定されています。

一方、夾竹桃は、花も大変かわいらしく、優れた園芸植物ではありますが、経口毒性があり、野外活動の際には、調理、箸や串などに用いたり、ペットなどが食べたりしないよう注意する必要があります。

以上でございます。

○副議長(小川豊治君) 1番 矢野川周平君。

(1番 矢野川周平君発言席)

○1番(矢野川周平君) 産業振興課長、よく調査をしていただきました。ありがとうございました。

もう一度、産業振興課長にお伺いします。

この夾竹桃、先ほど言いました毒性があるようですが、被害者を出さないように、何か手だてはあるのかなのか、お考えをよろしくお願いします。

○副議長(小川豊治君) 産業振興課長。

(産業振興課長 磯脇堂三君自席)

○産業振興課長(磯脇堂三君) お答えします。

夾竹桃の毒性について、牧野植物園の田中主任研究員に伺ったところ、通常、枝や葉に触っても問題はなく、口にしなければ大丈夫とのこと、これまで誤って口にされた例も聞いたことがないと言っておりました。

ただ、毒性があることには変わりがないので、被害を出さないための方策としては、特に

ございませんが、何かにつけ、注意喚起をすることが必要と思われま

以上です。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） どうもありがとうございます。

次に、教育長にお伺いいたします。

今まで夾竹桃の事件や事故の報告はありませんということですが、この件は教育長にどうかと思いましたが、今後、子どもや先生方に事故が起きないようにと思いましたが、教育長、どういう考え方を持っているのか、よろしくお願

○副議長（小川豊治君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

夾竹桃は、口にしたり、あるいはまた燃やしたりした場合に、身体に影響を及ぼすというふうに理解しております

今のところ、市内、児童生徒、先ほど課長が申しあげましたように、被害があったことはないのですが、やはり毒性があるということ。口にしないということ、そして燃やしたりしないというようなことを市内の児童生徒に徹底して指導するように、早々に各学校に指導したいと思

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 教育長、どうもありがとうございます。

沖縄県の事故があったというのが、ちょっとこの間ありました。沖縄夾竹桃、ミフクラギという沖縄夾竹桃の実を子どもが口に入れて救急搬送され、入院する事故があったようです。

男児は無事退院しましたので、県は、人命にかかわりかねない事態を深刻に受けとめ、県管理公園でのミフクラギの植生調査や注意喚起看板の増設、不要な木の伐採を検討している。県内各地に植えられているため、市町村へも注意を促すという、こういう夾竹桃のデータがありましたので、また今後の参考によろしくお願

夾竹桃については、以上で終わります。

次に、観光振興について、市長に最後にお伺いいたします。

杉村前市長は、竜串に動物園をつくりたいと言っておりました。竜串は日本で初めての海中公園に指定されておりますので、動物の場合は、し尿処理が問題になりまして、現実是非常に

困難性があると私は思っております。

さきに横山県議の質問に対しまして、尾崎県知事が竜串観光については、力を尽くしていきたいと答弁をされておりました。また、竜串の観光について、市長はどのような振興策をお考えになっているのか、また、竜串のみならず、市全体として観光振興についての市長のお考えをよろしく願います。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今議会では、観光振興についてのご質問がありませんので、少し踏み込んでお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、竜串でございます。今、議員が言われましたとおり、足摺岬と並ぶ本市の2大観光地である竜串は昭和45年、日本初の海中公園に指定をされまして、高度成長期の波にも乗って、また整備されていない道路には、数珠つなぎの車があふれておりました。当時、小学校6年生であった私も、よく竜串のほうには自転車でその模様も眺めにいったことがございます。本当に多くの観光客であふれておりました。

また折しも、大阪ではエキスポ70大阪万国博覧会が開催をされておりました。本当に日本中が沸き立っていた、本当に活気のあった時代でありました。あれから43年がたちました。竜串は今、目玉であった観光施設の閉鎖、観光施設の老朽化、そして観光業者そのものが弱体をしている、弱くなっている、そういった著しく疲弊をしているのが現状であると思えます。

その活性化の起爆剤といたしまして、竜串・見残しの奇岩に見られる大地の成り立ちと、そこではぐくまれた自然や生態、人々の営みを感じられるジオパークとしての取り組みを今後、進めていきたいと思っております。

また、先ほど言いましたように、尾崎知事も非常に力を入れてくれておりますので、高知県と連携いたしまして、現在、足摺海洋館、水族館、この整備計画を進めておりますので、足摺宇和海国立公園地域整備計画に位置づけられているこの竜串地区に、国立公園のビジターセンターを誘致、新設、そういう取り組み、具体的には9月2日には県の地域観光課とともに岡山の環境事務所にも要望活動を行うなど、取り組みを強めているところでございます。

また、このことによりまして、土佐清水市全体での観光周遊時間の拡大、食、自然景観などの地域資源を活用した取り組み、あわせて推進をしてまいりたいと思えます。

これまでのキャンペーンやイベントを中心とした人集めの意味合いが強いような一過性の方策から、将来ビジョンを見据えた、もっとどっしりとした腰を落ちつけた取り組み、つまり観光振興をまちづくりとして一つは位置づけて取り組んでまいりたいと思っております。

具体的に申しますと、観光とリンクさせながら、1点目に防災対策。防災対策が行き届いた

安全・安心のまちづくり、2点目として滞在型・体験型の歩く楽しさも実感できて、あわせて地域全体で観光客、お客様をおもてなしをするまちづくり。3点目としては、食品などの産地偽装が問題となっておりますので、地域食材を前面に出した食とお土産による振興策など、地域資源イコール観光資源となるよう、効果的な取り組みを進めていきたいと思っております。住んでよし、訪れてよしがまちづくりの基本とするならば、訪れる人が楽しいだけでなく、市民にとっても楽しい、そういったまちとなるような観光振興策を推進していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） なかなか夢のあるジオパーク、それからビジターセンター、まちづくり、おもてなし、大変これからの観光行政に取り組みたいと思います。市長、どうも丁寧な答弁をありがとうございました。

さて、平成25年もあと少しになってまいりました。

新年からは、通年議会が始まります。この議場におられる皆さんとは、これまで以上に顔を合わせるが多くなると思いますが、どうかよろしく願いいたします。

先ほど冒頭に、壊死する地方都市という中央公論をずっと読んだんですけど、全国的に急激な人口減少社会を迎える中、当市においても継続的に人口が減少しております。その要因は、全国共通の未婚者の増加などに伴う少子化の進行などに加え、当市独自の要因である若者世代の顕著な市外流出など、多岐にわたっております。

また、当市においても、定住促進策などのさまざまな施策を実施しておりますけれども、人口減少に歯どめをかけるほどの明確な効果があらわれていない状況にあると思います。

このことから、学校がなくなり、病院や小売店舗等、本市の経済を支えてきたいろいろな大事なものが消えて、やがては壊死すると言われております。

最後に、市長にお願いと言いましょうか、通告をしておりますので、市役所の職員についてですけれども、独身者が多いと思います。いろいろな機会を考案されまして、市役所だけではありません。消防署や保育所、しおさい、いろいろな市民も巻き込んで、農協とかいろいろあると思いますけれども、多くの方々に出会いの場をつくっていただいて、人口増に貢献できないものかと思いましたので、答弁は要りません。お願いです。よろしく願いいたします。

以上で、早いですけれども、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（小川豊治君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時45分 再 開

○副議長（小川豊治君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） それでは、小川副議長のお許しも得ましたので、一般質問を行います。

昨年の今ごろは、衆議院選挙だった。そして年末の12月26日、安倍内閣が発足し、現在に至っております。

安倍内閣発足時の株が約8,000円前後、現在は1万5,000円半ばから1万6,000円というようなところで、非常に景気が上向き傾向にあります。先ほど、矢野川議員も言ったように、景気が都会で上向けば、あるいは観光客として、またこちらのほうへ来る方も多くなるかと思っております。

また、本市に目を転じますと、5月に市長選がありまして、泥谷市長になりました。ベテランの杉村市長から新進気鋭の泥谷市長へと、泥谷市長着任後、早速、公約である危機管理課にありましては、現在、危機管理課長が座っておりますし、これについては公約は実現されました。

また、年寄りな誇りと、こういうようなことにつきましては、先ほどの福祉大会、これにおきまして、藤ノ川のほうへ敬老会に行ったところ、もう既に済んでいたというようなところで、各家を1軒1軒、もちろん敬老会に該当する方ですけども、各家を1軒1軒回って、老老介護の実態があるところ、私も行ったことあるんですけども、そちらに回ったというようなことで、これも年寄りを誇りとするというような1つのあらわれではないかと、この点につきましては大いに評価をするところであります。

さて、この裏の天神町、現在、イルミネーション、輝いて、例年の師走の光景であります。

また、我が三崎の田園公園、これには池の周りにイルミネーションを全部やりまして、本年のいわゆる富士山の世界遺産に転じて、富士山のイルミネーションもやっておりますし、東京オリンピック、パラリンピック決定に伴いまして、五輪の輪もやっております。池の周囲、非常に上は満天の星空のごとく、下は漆黒の闇の中に、池の周りにずっと点々とやっております、非常にきれいであります。皆さん方もぜひ一度、天神町に行った際に、また三崎のほうへもお越しになれば、寄っていただけたら、なるほどなと多分思うと思っております。

さて、私は3つの質問を通告しておりますけれども、いずれにしても、1点は人命尊重第一として、ライフジャケットの着用。そして、減災・災害防止からの観点で、地震・津波の対策を、そして1点は総務課長にはなかなか厳しい質問になろうかと思っておりますけれども、退職

金の適正な処理をと。これは退職される方に適正な計算でやりませんと、退職される方も家族もおれば、親戚もおれば、またここへお並びのひな壇に座っておる方、7名の方もまた来年、退職するかと思えますけれども、それらを含めて退職金の適正な処理並びに職務の一層の奮起と言いますか、注意を促す意味を込めて、この3点の質問を構えております。

それでは、まず1点目のライフジャケットの着用の条例化を図れについてから、質問を始めます。

では、まず第1点に、消防長にお聞きいたしますけれども、本市の海岸地帯における海難事故については、毎年のように市内市外の方が死亡しております。昨年6月21日、7月21日、本年10月には2名の方が死亡しております。いずれもこれは、1名は漁業指導所の方、1名は兵庫県の方だったと思えますけれども、尊い人命が失われることは、まことに残念この上ないことであります。

そこで消防長にお伺いいたしますけれども、過去5年間における釣り人の負傷事故、死亡事故について、それぞれ場所を含めて答弁をお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 濱田益夫君自席）

○消防長（濱田益夫君） お答えいたします。

沿岸地帯における海難事故について、土佐清水海上保安署に問い合わせをいたしましたところ、海上保安署では沿岸地帯の定義を海岸から1海里未満、メートルで換算しますと1,852mと定めておりまして、この区域内で発生しました平成21年1月から平成25年11月30日までの過去5年間における海難事故件数を年別に申し上げます。

平成21年3件、平成22年4件、平成23年3件、平成24年10件、平成25年につきましては、11月末まで11件となっており、過去5年間における事故件数の合計は31件であります。

そのうち、沖磯及び地磯における5カ年の釣り人の負傷事故・死亡事故の場所について申し上げます。

21年はありません。22年清水港港口の中浜側沖磯で1件の負傷事故、平成23年足摺岬伊佐の沖磯で1件の負傷事故、平成24年は臼碓の地磯で2件の死亡事故と足摺岬伊佐の沖磯で1件の負傷事故の計3件、平成25年は11月末まで臼碓と足摺岬伊佐の地磯で2件の死亡事故と足摺岬伊佐の沖磯で1件の負傷事故の計3件、過去5年間における沖磯及び地磯での事故件数は8件となっておりまして、死亡事故につきましては全てが地磯で、負傷事故につきましては、全て沖磯で発生しております。

以上であります。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） それでは、確かにわかりました。

主に沖釣りの場合は、小型船舶なんかで法で決まっております、ライフジャケットの着用は法で決まっているということは知っておるんですけども、陸のほうについては何らそういうのがありません。なお、本年10月21日、兵庫県赤穂市の60代の男性が釣りに行ったまま行方不明となりました。海上保安庁、警察、消防等、関係機関が懸命に捜索、23日ごろにご遺体で発見されたとの新聞報道もされました。

本件事故にかかわる人員・船舶・ヘリなどの従事人員は何名ぐらいでしょうか。消防長に答弁を求めます。

○副議長（小川豊治君） 消防長。

（消防長 濱田益夫君自席）

○消防長（濱田益夫君） お答えいたします。

関係機関の出動実数について申し上げますと、行方不明者の捜索活動を10月22日から24日の3日間と台風の影響で波がおさまった10月27日、28日の2日間、延べ5日間、捜索活動を実施しております。

また、10月27日、28日の両日は、行方不明者の家族が民間ダイバーに依頼し、海中捜索を実施しております。

なお、関係地区住民の人員につきましては、把握ができておりませんので、ご了承をお願いします。

それでは、捜索日ごとに各機関の従事人員を申し上げます。10月22日、海上保安署45名、警察署29名、消防署33名、消防団19名の合計126名、10月23日、海上保安署43名、警察署14名、消防署13名、計79名、10月24日、海上保安署2名、警察署11名、消防署10名、計23名、10月27日、海上保安署7名、警察署2名、民間ダイバー3名、計12名、10月28日、海上保安署7名、警察署2名、民間ダイバー3名、計12名であります。

以上であります。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 消防長から答弁をいただきましたけれども、船舶とか、ヘリの状況、これについても答弁をお願いします。

○副議長（小川豊治君） 消防長。

（消防長 濱田益夫君自席）

○消防長（濱田益夫君） お答えいたします。

船舶・ヘリ等の出動状況について申し上げます。

10月27日、海上保安署巡視船1隻、巡視艇1隻、海上保安庁ヘリコプター1機、警察ヘリコプター1機、高知県防災ヘリコプター1機、計船舶2隻、ヘリコプター3機であります。

10月23日、海上保安署巡視船1隻、巡視艇1隻、海上保安庁の固定翼、これは飛行機でございますが、1機。計、船舶2隻、飛行機1機となっております。

10月27日、海上保安署巡視艇1隻、10月28日、海上保安署巡視艇1隻、以上であります。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ただ今、答弁いただきましたけれども、人員にしたら合計、はっきりしているのが252名、これに地元の方等々入りますので、優に300名は超えようかと推定をされます。

また、ヘリ・船舶・船・巡視艇、最高は1,500tぐらいのが来たようでありますけれども、これほど多くの船舶であり、ヘリであり、あるいは人員であり、これは金額に換算は私はやしませんけれども、金額で換算したら相当なものとなると思います。

ましてや、これだけ探して浮かび上がらなかったと。遺族の方の心情というのは、これは計り知れないものがあると思います。お葬式もこれは海難事故ですから、正式には1年がたたないと葬式は出せないというようなことになりますので、ひとつ十分に注意したいと。ライフジャケットの着用を小型船舶など何々とやっておるわけですが、これの生存率はライフジャケットを着ていると85%、こういうふうにインターネット等ではあります。また、磯釣りなんかにおいても、よくテレビを見ておっても全部ライフジャケット着用をしております。これは死亡までに至らなくても、こけても滑っても、多分、ライフジャケットがクッションになって、非常に人的被害というのが和らぐであろうとこういうふうに思う次第であります。

次に、お聞きしますけれども、沿岸部における海難事故について的人為的・自然現象的原因をどのように分析し、どのようにしたらよいと思いますか、消防長のお考えをお聞きします。

○副議長（小川豊治君） 消防長。

（消防長 濱田益夫君自席）

○消防長（濱田益夫君） お答えいたします。

沿岸部での海難事故の原因につきましては、磯場での足を滑らせる、転倒する、高波にさら



われるなどによって、海中に転落していると考えられます。

また、釣り人がライフジャケット等の安全装備品を装着していないこと。釣り場に単独で釣りに行っていることなどが挙げられます。

事故の防止策につきましては、釣り人自らが釣りに出かける際には、気象状況等を確認し、風雨や高波などの釣り場の状況に注意を払うとともに、ライフジャケット等の安全装備品の装着を励行するなどが挙げられます。

また、釣り場に通じる道路などにライフジャケット等の着用推進の看板等を設置し、安全対策の啓発普及を図り、海難事故の防止に努めていく必要があると考えます。

以上であります。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 消防長、確かにお聞きしました。なお、ここに宿毛海上保安署、清水海上保安署のビラがありますけれども、ここにも同じく救命胴衣の常時着用を指導します。海上波浪警報、注意報が発令されている場合は、磯場に近寄らないような指導をしますと。海上波浪警報・注意報が発令されていなくても、磯場では突発的な高波が発生する場合がありますので、注意するように指導すると、こういうようなことを海上保安署もやっておるようですけども、まず、釣りはよくインターネット等で足摺もよく出ているわけですけども、一番釣れるとき、これは磯の底のほうがまぜくりかえって、エビとかいろいろ出てきて、魚がよく釣れるというようなことですので、台風だとか、大雨だとか、その後がよく釣れるようです。これは漁師の方に聞いたんですけども、地元の方はなかなか死亡事故、あるいはそういうような危険なことをよく知っているから、あるいは大雨とか台風なんかの前後には行かないと。比較的そういうことを知らない、遠くから来た方、あるいは磯をよく知らない方などが死亡事故に遭うとこういうようなことで、今年の兵庫県から来た方、あるいは漁業指導所へ春に来た26歳の若い人も余り磯のことを知らなかったかもわかりません。磯をよく知る、あるいは地元の方に説明してもらおうとかやったらよかったですけれども、もちろん市外から来た方がそういうわけにはいきません。大雨とか、台風とか、とにかく磯場の底がかき乱されるようなときは、そういうような危険性があるというような広報も必要ではなかろうかと、こういうふうに思います。

それでは、次に、総務課長にお尋ねをいたしますけれども、本市は観光立市であり、釣りのメッカでもあります。これはインターネットやったら出てくるけど、毎日のように釣り情報は新聞等には出ております。あるいは漁協の速報とか、そういうのは報道されているところでもあります。足摺の道路端には路上駐車も多く見受けられ、釣りに来ているがやねとこういうふうには私は思うわけですけども、近ごろ、釣り人も市内外から多数の方がおいでになっているの

が現状であります。安全・安心な磯釣り環境を構築するためにもライフジャケット着用条例を制定すれば、事故防止につながると思いますが、総務課長の考えをお聞きします。

○副議長（小川豊治君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えいたします。

まず、個人の行動を規制したり、義務を課す条例を市町村が制定できるかという基本的な課題があります。

地方自治法では、地方公共団体が処理すべき事務について、法令に抵触しなければ、制定できるとされています。

先ほど、議員もおっしゃられておりましたように、現在、船舶職員及び小型船舶操縦者により、小型船舶に乗る際には、12歳未満の子どもとか、1人で漁をされている方、救命胴衣の着用が義務化をされております。ですが、磯釣りの場合は義務化がされておられません。ですが、最近、事故が続いているところから、土佐清水海上保安署では、土佐清水海上保安協会と連携し、「磯釣りのマナーです。救命胴衣着用推進中」という啓発看板を松尾に2カ所設置をしております。

今年度も臼碇と足摺に2カ所設置を予定しているということです。

また、啓発用のティッシュなどをイベントのときや直接磯釣りをしている方などに配布するなど、対応をしているところでございます。

もちろん、市内におられる方の身の安全を確保するというのは、国だけの事務ではないというふうには考えておりますが、この法令との関連、条例制定によるメリットについての検証や、罰則規定などを設けた場合の取り締まり方法やその実効性、具体の案により、制定に当たっては慎重に検討していく必要があると事務方のほうでは考えております。

ちなみに、宮城県石巻市が、平成20年、救命胴衣の100%着用を目指して、議会の提案により、救命胴衣着用都市宣言という決議を行っております。参考になればと思います。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 総務課長、ありがとうございました。そういうようなものもあるというふうなことで、船のほうは小型船舶とかなんとか、船長の遵守事項などその他いろいろありますので、何ということはないんですけれども、陸のほうはまずもってインターネットを見ても余りなかったりもしたんですが、最後に、市長にお聞きいたします。

全国的に磯釣りの方を対象とした条例は、私はないと思っておりますけれども、人命尊重の

立場から、将来ひとつ条例化の検討をしていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。ご所見をお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議員ご指摘のとおりだと考えております。海上保安署による昨年の全国における釣り中の事故者、これは243人、そのうちライフジャケット着用の生存率は75%、非着用者の生存率は48%、さらに過去5年間の数字を見ても、着用者は82%、非着用者は51%という数字があがっております。

ライフジャケットを着用することで、命を防ぐことができるとそういうふうに考えているところであります。

実は、私も釣りもします。海に落水の経験もございますし、磯釣りで悪天候で、本当に危険を感じたこともございます。ですから、所属する釣りクラブでは、必ずライフジャケットを着用することを義務づけた上で、ルール・マナーを守ることを徹底しているところでございます。

先ほど、総務課長の答弁にもありましたが、私が支部長を務めさせていただいている海上保安協会土佐清水支部でも、この磯釣りの事故、大変重大に捉えているところでありまして、事故防止に力を入れております。先ほどの看板のこと、ティッシュのこと、啓発活動にも力を入れております。

しかしながら、残念なことに毎年、不幸な海難事故が続いている現状でございますので、議員が提案した条例化に向けては、さらにこの海難事故に対しては、さらに効果的な対策が必要と考えておりますので、ご提案のあった条例化については、総務課長が答弁したいろんな問題があるとは思いますが、ほかの法令との関係や、条例の効力、そういうものも検証した上で、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 市長より、非常に前向きな回答をいただきました。非常に重要であると。海上保安協会の土佐清水支部長の肩書きもあり、ライフジャケットの重要性は十分わかっているというようなことです。検証しながら、さらに前に進んでいこうとこういうような前向きな答弁でありました。ありがとうございます。

こういうようなことで、1名でも人命が救われれば、これに越したことはなかろうと。まずもって、人命は地球より重いということなので、ダッカ事件なんかにおいては、福田総理であったと思いますけれども、過激派の引き渡しを行ったというようなものもあります。とりあえず、

磯釣りにつきましては、お互い、人命尊重の立場から、行政にあっても、我々であっても、懸命に進めていきたいとこういうふうに思います。

では、ライフジャケットの問題につきましては、これで終わらせていただきます。

次に、退職金適正処理について、主に総務課長にお伺いをいたします。

退職金処理の問題でありますけれども、退職される方は誰もが、あるいは第二の人生であり、第三の人生を歩むわけでありますけれども、これに大きく関係するのは勤続年数であり、勤続年数に応じた金額とこういうことによって退職を決定するや否やとこういうふうに思う次第であります。

今回取り上げましたのはAさん。現実には退職金の退職手当支給額計算表というのがお一人の方ですけど、私もこれ3枚ほど持っておりますけれども、Aさんも自己都合の退職を5月末、担当課に申し出たようであります。その際、担当者より退職に係る在職期間、臨時期間を含め20年の説明、退職金額の説明を受け、退職の意志をかため、退職に至っております。

そこで、当然、総務課の担当者から目安となる計算表をいただいております。6月末に正式に退職辞令、退職金裁定通知を受け、7月に退職金を振り込みでありますけれども、受領しております。このときもやや説明金額より少なかったようでありますけれども、さらに10月9日付けで退職手当金の誤りに対するおわびの文章が提出されております。その後、11月21日、今度は市長名で退職手当支給額の変更決定についての文書がAさんあてに送られました。既に、支給された額からさらに変更され、差額の131万8,200円、これの返還要求、いわゆる返還命令となり、当初、もちろん計算書を目安としていたAさんの退職後の生活設計を大きく変更せざるを得ない。退職後は体調の関係もあり、しばらくゆっくりしたいと、これは誰でも思うことではありますが、思っていたが、これだけの差額については思いもよらず、やむなく働きに出ている状態ではありますが、市の働きと一般の働きとやったら、一般の働きのほうがはるかにえらいわけであるわけですから、Aさんには本件に対し、何ら落ち度はありません。これらを勘案し、次のことについて、総務課長にお尋ねいたしますけれども、誰しも退職金の金額により、退職後の生活設計を描くものであります。来年、退職される方も一緒ですけれども、見込み額と決定額に5万円から10万円、あるいは20万円ぐらいなら、私自体は許容範囲と考えておりますけれども、本件を見るに、差額については余りにも大きい。Aさんの生活設計への影響もまたしかるべく、また、ミスも1回のミスなら、これはミスとなる。誤りとか、勘違い等ありますけれども、複数のミスはこれは慎重さに欠けるとしか思われぬ。地方公務員法35条の職務専念の義務から見ても、ちょっとこれ慎重さに欠けたんじゃないかというふうに思っておりますが、また、総務課長は、上司として担当者にこのようなことをどのように指導していたのでしょうか、総務課長に答弁を求めます。

○副議長（小川豊治君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えをいたします。

事務を適正に処理するように日々、緊張感をもって指導確認するというのが上司の務めだと思います。私にはそれが不足していたと反省をしております。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 総務課長、あっさりと答えてくれてあれですけども、日々、総務課長の言うように、緊張感をもって勤務するというのでありましたら、1回のミスなんかこれはあれかもわからんが、2回とか、3回とかミスするようでは、それも何となく私にとってはむなく聞こえると。既に、本件誤支給発生の処理説明に担当者はAさん宅に出向いているようであります。電話もあったと聞きますが、Aさんは全然納得はしておりません。総務課長も責任者の1人として出向いておれば、あるいはもうちょっとやられたかもわからんが、今後、課長も出向いて、丁寧に物事を説明するべきと思いますが、総務課長の答弁を求めます。

○副議長（小川豊治君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えいたします。

変更の通知の際に、私もお会いをして、お詫びと説明をと連絡をさせていただきましたが、都合によりお会いすることができませんでした。

ご指摘のとおり、私からもお会いをして、お詫びと説明が必要だというふうに考えております。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 当然です。しかるべき処置はとらんといかんと思いますけれども、今回は1人の退職者であります。来年3月末には多分10数人の大量退職になろうかと思っておりますけれども、よほど慎重にやらんと、大丈夫かなと不安は拭えませんが、該当する方は確認は必要かと。これもしっかりとしたチェック機能を構築せん限り、また同じようなことがあったら、ここで言っているように支給しているようなことはできませんので、計算とか、裁定書、心して計算をして、慎重にかつ正確にやっていただきたいと思いますが、まあ、やっていくと思いますが、総務課長に答弁を求めます。

○副議長（小川豊治君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えをいたします。

今回の件は、確かにチェックが足りなかった点、反省をしております。係内でのチェック、計算段階での確認、間違いの起こらないように万全に努めたいと考えております。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 課長の答弁はそう言うしかやむを得んかなと思っておりますけれども、総務課とか、企画財政課とかいうのは、市の心臓部であり、どなたも信頼しているわけです。

どなたについてもまずもって間違いのないであろうとこういうもとに機嫌ようにもらって、構わん、構わんっていくのが大体常だろうと思っておりますので、その辺もよくお考えをいただきたいとこういうふうに思っております。

次に、本件については、私もこれ12月2日に初めて認知をいたしました。私はこういう事案ははっきり間違えていたとはっきりしたような場合は、総務文教常任委員会にも報告せんといかんのかなと自分では思っておりますけれども、総務課長、いかがですか。

○副議長（小川豊治君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えをいたします。

現在、まだ対応の途中です。一定、めどが立てば、この事案は私の管理責任も含めて、処分の必要な事案だというふうに考えております。その時点で総務文教常任委員会のほうには報告が必要だというふうには考えておりました。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 事が終わってからというのも、それは一つの考えでしょう。そやけど、途中でもやっていたら、私がこうやって壇上に立つ必要もないわけです。そして、私のところにも多分来なかったと思っておりますけれども、できるだけ早い対応を、部内というか、市役所の中をかためたって、はっきり言えば、大した意味はない。相手をいかに納得させるかというようなことですので、その点も事後処理の問題等については、参考にしていただけたらと思います。私も警察で苦情処理ばかり扱っておりましたので、まず、バランス感覚としたら、部内のことを先に聞いたら、部内のほうに思いは偏ります。相手側にいつて聞いたら、私はバランス感覚がとれるのではないかなというつもりでやっております。参考になったら、また参考にしていただきたいとこういうふうに思っております。

さらに、今回の問題点はどこにあるのか、勤続20年がなぜ18年になったのか、これは土佐清水市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の問題になろうかと思っておりますけれども、こ

れで多分、18年になったと思いますけれども、これはまた第2項ではみなし規定というのがありますが、この辺の根拠、これを示していただきたいとこういうふうに思います。

なぜなら、20年と18年では、退職金の基準が違うことは、私より課長のほうがはるかにわかっておりますから、またこれが最初から18年とわかっていたら、退職も思いとどまったであろうし、これは条例の第2条第3項に、その場合は退職金払わないけれども、第7条の3項には引き続いて勤務するようにするというような条例があったというふうに思っているわけです。正確に出してもらわないと、退職するか否かの決定もこれ違ってくるわけです。

その点で、課長、この20年がなぜ18年になったのか、多分このことやろうと思いますけれども、根拠等があれば示していただきたいとこういうふうに思います。

○副議長（小川豊治君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えいたします。

この2年間は、非常勤の特別職の職員として任命をされております。当時の条例では、市議会議員等の報酬及び費用弁償支給条例に基づいて、報酬が支払われていたというところです。勤務時間は、通常、週に40時間というところ、週32時間というふうにされておりました、当時の同じ非常勤の職員として任命されておりました職員への確認、出勤簿、これは本人の分は1カ月分しか残っていませんでした。ですが、他の同様の出勤簿などから、週4日の勤務を基本に調整をしていたというふうに判断をしております。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 課長から答弁をいただきました。この非常勤職員であったというようなことです。非常勤職員であったけれども、この当時はかなり忙しかったようでありますので、この前、総務課に行ったら、確たる根拠の出勤簿は、1枚あったと。平成5年4月分、1つあったというようなことで、勤務日数は16日とこういうようなのは見せていただきました。私から言えば、16日もあれば18日もあったんじゃないか。1枚だけですので、それを全体に考えていいのかどうかというのは、若干、私は疑義のあるところであります。

さらに、なぜこういうような質問に至ったか。Aさんの思いはこのような案件を2度と起こしてほしくない。これは執行部も一緒だと思いますけれども、多忙とは思いますが、人の一生を左右しかねない案件であります。担当者任せにせず、補佐も課長も説明に来ていただいたら、気持ちも和らいだのに残念と。補佐も先ほど、総務課長より事案が終わったらというようなことですので、申し上げませんが、ひとつ責任を感じていることは十分わかりましたので、今後は緊張感をもってやっていただきたいと。

さっき、事案が終わったら、いろいろなことを考えておるようですので、この件については答弁そのものは要りません。

では次に、市長にお聞きいたします。

本件については、当初、勤続年数を20年に計算し、その後、18年に計算し直したことが誤支給の最大の原因とっております。

最高責任者として、一連のことについて、どのように認識をしているのか、ご所見を賜りたいというふうに思います。市長、お願いします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、議員、それから総務課長の間でその議論も聞いておりましたが、基本的には退職金、退職手当の支給に当たっては、条例の定めに従って、適正に支給をしなければなりません。

今回の計算ミスについては、課長より答弁のあったとおりでございますが、当事者にご迷惑をかけたことをおわびを申し上げたいと思います。

提案と言いますか、今、お話のあったことは、十分お察しはするところでございますが、当時の雇用の状況、勤務実態に基づき、条例に沿って適正に処理したいと考えております。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 再度、市長に、これは提案ですけれども、平成5年から平成7年の2年間の勤務日数については、私はOBのBさんにもお聞きをしました。本人にももちろん聞きましたけれども、その当時、社会教育指導員として教育委員会の中の同和対策課に勤務し、そのBさんによりますと、月20日ぐらいは出ていたのではないかなと思いますとのことであります。Aさん自身も土日は休んでいたが、大概出ていたというふうなことで、確たることは給料表であり、あるいは日記なり探せと私、言っております。当時の同僚などから調査したところ、同じような意見がまだあります。さすれば、条例第2条の18日以上出た場合は、職員とみなすという第2条第2項もあるいは適用が必要になるかもわかりません。よって、本件につきましては、向こうからも聞く、市のほうもよく調査すると、こういうふうにしてやっていただけたらというふうに思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 繰り返しになるわけですが、この案件については、条例に基づき、適正に処理してまいりたいと思います。



以上です。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） わかりました。

市長、条例に基づいて適正に処理するというようなことで、反対等の確たるものが出れば、またそういうふうになると、こういうふうに判断します。

これは、退職金を振り込んで3カ月後に、またこういうふうに戻還命令とか何とか出て、その他発生したわけです。もちろん、条例に基づいてこれが正確であれば、民法第703条の不当利得の返還ということで、当然、これは返すべきものでありますし、その旨は私もAさんには言っておりますけれども、まだはっきりと私自身、確信も持てませんし、市にある勤務表、平成5年4月分しかありませんので、あとはいろいろなところへ聞かないといかんのじゃないかなと自分では思っておりますので、またひとつよろしく願いをいたします。

退職金の適正処理につきましては、これで終わります。

それでは、次に、危機管理課長にお尋ねをいたします。

課長は、高知県のほうから危機管理課長として就任してくれました。ようこそ土佐清水のほうへ来てくれました。課長の手腕は、県のほうで課長補佐ということで、県とのパイプもこれは大きくつながるであろうし、泥谷市長の公約の一つもここで見事に果たされたわけでありませぬ。

本市は海岸線が約120キロ、山間部はほとんど携帯電話は不通で、危機管理課長、知っているかどうか知りませんが、宗呂の小馬場というところから向こうは全く聞こえない。宗呂中村線、これも全く聞こえない。川の中にでも落ちたら、全く助けも呼べない。年とった人はそのまま向こうへ行く可能性もあるとこういうような状況であります。

そこで、そのような携帯電話なんかの場合は、もちろん中継局であり、高いアンテナ等はあると思いますけれども、まずは危機管理課長の地震津波に対する決意を課長にお聞きをいたします。危機管理課長、お願いします。

○副議長（小川豊治君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

昨日、西原議員にお答えしましたことと重複いたしますが、土佐清水市において1人の犠牲者も出さないということを常に頭に置き、職務に当たってまいりたいと考えております。

今後、津波避難路等、整備が必要な地域を回りまして、その実情の把握に努めますとともに、国や県の動きを注視しながら、南海地震対策等に全力で取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 次に、国道・県道で地震津波被害の予想される場所は、何カ所あるのか、そしてまた整備状況について把握している範囲で結構ですけれども、お聞きをいたします。危機管理課長、お願いします。

○副議長（小川豊治君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

国道・県道に隣接する津波避難場所は、26カ所が整備済みで、今後、大岐地区の津波避難タワーを含めまして、5カ所を整備していく予定しております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 予想される場所は5カ所、まだ実態把握できていないので、やむを得ないかなと思いますけれども、今後も実態把握を十分にして、実態把握なくして対策は立てられませんので、よろしくお願いします。

なお、次に、避難場所・避難道はその地区、地元の方はほぼ知っておりますけれども、市内のほかの地区から来た方は、避難場所はわかってないし、また市外の方、観光客の方はほとんど誰も知らない。誰が本市に来るのか、またほかの地区に行くのかわからない。いつ来るのかわからない南海地震に対応するためにも、国道・県道等にどこに避難場所あるけんというような大きな看板でもやっていただけたら、来る方も、おる者も、あるいは僕が足摺へ行ってもすぐわかるという、誰でもがわかるようなところ、もちろん上野とか、斧積だとか、あるいは藤ノ川とか、そこの辺にはそういうことは少ないから別として、特に先ほど市長もおっしゃっておりますけれども、竜串のジオパーク、これできたらすばらしいなと思うし、ジオパークできたら、一気に人が来ます。あそこの辺にはいろいろ避難場所がありますけれども、そういうようなのをやっていただいていたら、あるいは、僕は三崎のことはちょっとは知っているけど、三崎もたばこ屋のところからちょっと斧積のほうへ上がったら、避難場所、これも高いところ、35m、40mのところへ行っただけの避難場所はつくっております。そういうふうなところもただ向こうにあるというような看板だけでも、これ設置していただけたらとこういうふうに思います。

南海トラフ特別措置法も成立をしました。なぜ言うかといったら、これほかの区長さんからもそんなのあったらええのになとか、この前、宿毛西部地区の民生委員が、うちの地区といったら下ノ段地区というんですけど、ここへ視察に来ました。そのとき、ここそやけど、321で来よってもわからんわねと。それはそうやと。これは何事につきましても、お金のかかることですから、今までなかったのもやむを得ないとしても、せつかくの危機管理課長が来て、県も国も幾らかのつながりが太くなったであろうと、こういうふうに思っておりますので、ぜひともこれは私は、つけるのが住民なり、市民、あるいはほかの方々の人命の尊重、生命・身体・財産のほうからも非常に重要じゃないかとかこういうふうに思いますが、危機管理課長の答弁を求めます。

○副議長（小川豊治君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

津波避難場所への誘導標識につきましては、避難場所として指定したところから順次設置をしております。その設置場所につきましては、避難道の入口付近のみの設置となっているところが多く、国道等からは確認しにくい状態のところが多いのも事実でございます。足摺岬、竜串海岸といった景勝地を抱え、毎年、多くの観光客に訪れていただいている中で、こうした皆様方、また他地域から来られた方に避難場所を周知することは、非常に重要なことだと認識しておりまして、今年度から誘導標識等を観光地をはじめ、国道や県道沿いなどの目につきやすい場所をメインに設置していくこととしております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ありがとうございます。

ひとつ今後、よろしく願いをいたします。

次の備蓄食、これは一つ飛ばします。

この12月6日、三崎小学校で防災教育がありました。これは教育長も来て挨拶を述べておりましたけれども、この大木聖子という慶応大学の准教授ですけれども、非常にわかりやすく、我々に教えてくれるわけであります。

また、当日は、防災キャラクター・カルタ等々で非常に我々、地域住民にもわかりやすく、みずからが先に逃げるといようなことで、あるいは小学校とか、保育園も毎月のように訓練をしておりますので、あるいはいざ地震・津波のときは、この子らに私たちは教えられるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

津波の前に地震が来るけん、地震の対策さえやれば、まずもって津波は防げるところというふうに思っております。

地震の後はずっと逃げればというのが、こういう先生、あるいは岡村教授等々の説明でありますけれども、早く逃げれば、人的な被害は非常に少ない。地震で一番怖いのは、ぐしゃとなって、下敷きになると。耐震強化とか、家屋に対する耐震強化などをせんとはいけませんので、まずもって地震の対策を、津波も大事ですけれども、地震の対策をできるだけ多くやれば、人的な被害は非常に少なくなるだろうと思っております。少子高齢化の進展の中、地域防災意識、特に地震対策を強化して、減災に努めていただきたいし、またその先頭に立っていただきたいと思っておりますが、危機管理課長の答弁を求めます。

○副議長（小川豊治君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

議員のおっしゃいますとおり、家具の固定化や住宅の耐震化といった揺れへの対策、これは非常に大事なことだと思っております。

それとともに、まずは自分の命は自分で守ることが基本であり、地震の揺れがおさまりましたら、とにかく少しでも高い場所へ逃げるということを、市民一人一人に意識していただくことが重要です。

このため、防災に関する講演会の開催や、地区や学校等での防災学習会、また防災訓練などの場においても啓発活動を行ってきております。

今後も津波避難場所の整備といったハード面の取り組みと合わせまして、各機会を捉えまして、防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 最後に、釈迦に説法と思えますけれども、市長にお伺いをいたします。

市長は、各種会合の際、挨拶で地震津波について、多分、触れておるとは思いますが、そういうように自主防災活動を行っておるものにとっては、地震とか津波に触れていただいたら、非常に強力な援護になります。私も一応、自主防災を地区でやっておりますので、人が言ってくれたことによって、広く伝わりますので、その辺のお考えを市長にお伺いをいたします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市長になって、非常に挨拶する機会が多くて、日には3回も4回も挨拶

拶する機会があります。今後、あらゆる会、あらゆるそういう挨拶の場で、この地震津波対策、この重大な命を守る、このことについては、繰り返しお話をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） それでは、質問を終わりますけれども、本年も残すところあと2週間余りであります。歳末は人も物も車もお金も大いに動きます。こういうような事故に出会わないように、ぜひしていただいて、お互いが輝かしい26年を迎えることを願ひまして、私の全ての質問を終わります。

○副議長（小川豊治君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

この際、午後の遅刻者についてご報告いたします。

12番井村敏雄君が所用のため、遅刻する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 皆さん、こんにちは。

お昼を済ませたところで、元気になりましたので、睡魔が襲う前に終わりたいなと思っておりますが、皆さん方のご協力をいただきたいと思います。

今回は、国民健康保険事業に対しての1点に絞って、4点から質問させていただきます。所管の課長、よろしくをお願いいたします。

早速、質問に入らせていただきます。

国民健康保険事業に関して質問します。

まず、3月議会では、国民健康保険税条例の一部改正が否決されました。14年ぶりの改定であり、国保運営協議会で審議を重ねて、全会一致で国保財政運営上のぎりぎりの範囲での改正案の答申であったわけであります。

しかし、議会の否決により、今議会で議案第70号の特別会計補正予算の上程に至っております。明年度、26年度以降、27年度、28年度の国保財政運営は、見直しを含めての影響が見込まれます。

まず、国民健康保険の現状について、国保の保険者の担当課長としての現状について、担当

課長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

国保会計の現状についてでございます。

一言でいえば、苦しい財政運営に陥りつつある状況であると考えております。

平成11年度に現行税率に改定して以来、2億5,000万円から多いときには3,800万円の財政調整基金を保ちながら、安定的な運営を行ってまいった本市、国保会計でしたが、平成20年4月に、現在の後期高齢者医療制度が施行となって以降は、後期高齢者支援金の支出の影響や加速的に進行する高齢化に伴う被保険者の減少による税収の減少、高齢化・医療の高度化による医療給付費の増大により、年平均で約6,000万円の基金の取り崩しに頼る、実質赤字の経営でしのいでまいりました。

しかし、頼みの綱の基金も枯渇する状況となり、また、平成26年4月より消費税の引き上げも論議をされており、できるだけ住民負担の重複を避けるためにも、本年3月議会に14年ぶりに国保運営上の必要最少額の税率改正を上程いたしました。賛成少数により否決となり、保険者といたしましては、非常に残念な結果となっております。

幸いにも、平成24年度決算は、療養給付費の追加交付などにより、基金の取り崩しが予定より3,000万円少なく済み、基金が約6,900万円残りましたので、平成25年度は基金よりの繰り入れにより、ぎりぎりの黒字運営ができるのではないかと見込んでおりましたが、本年の2月診療分より重症患者の増加により、保険給付費が高止まりで推移をしており、9月末時点では見込みを大きく上回っております。

また、平成24年度の国庫金等の精算に伴う返還金も、約3,400万円生じており、合計で1億8,240万円を今12月議会に補正計上しております。

しかし、基金を全額取り崩しましても、財源不足は当初分3,300万円と12月補正分2,168万2,000円、合計5,468万2,000円となり、平成26年度予算よりの繰上充当により、対応をせざるを得なくなっております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 今、市民課長の答弁では、2月診療分より重症患者の増加により、保険給付費が高止まりで推移し、見込みを大きく上回ってしまったと、そういうことでありま

す。

また、今議会に提出されています議案第70号、特別会計補正予算、国民健康保険事業（第2号）に明らかのように、一般被保険者療養給付負担金1億1,565万6,000円、一般被保険者高額療養費負担金、これがだいぶ伸びた分です。2,974万円に加えて、国庫金等の精算返還金が3,400万円が生じており、合わせて1億8,240万円が補正計上されているということでございます。

しかも、基金を全部取り崩しても、5,468万円の財源不足となり、26年度予算より繰上充用で対応せざるを得ないと。私も20年間近く議員していますが、繰上充用というのはこういうことは初めてのことではなかろうかなと思うわけですが、基金というのは大体繰り入れるものだというふうに切り崩していくので、来年度予算から繰り上げ充用をしていかなければならないと、そういう厳しい状況というものを今、如実に突きつけられたなという感じがしております。

大変厳しい国民健康保険の現状であり、26年度以降において一層厳しい見直しが求められるところであります。

そこで、今後の対応について、どのように考えているか、市民課長にお尋ねします。

○議長（岡林守正君） ただ今、市民課長より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） 先ほどの答弁の中で、基金の推移の状況でございますが、2億5,000万円から多いときには3,800万円と申しました。3億8,000万円に訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岡林守正君） ただいまの発言の訂正については、これを許可します。

11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 私は頭から3億円以上の基金というのを覚えてましたので、逆に気がつきませんでした。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えします。

今後の対応についてでございますが、現在、国保制度は大きな変換期にあります。27年度には現在30万円以上の医療費について、県下全市町村で共同で実施しております共同事業を、

全ての医療費へ拡大することが決まっております。

また、過日の臨時国会で可決されましたプログラム法に示された受益と負担の適正化のための諸方策が順次実施され、最大のポイントである都道府県国保化が29年4月より開始される予定となっております。

都道府県国保化につきましても、運営全般は都道府県、賦課徴収と保険事業は市町村とし、適切な役割分担を行うとされておりますが、具体的な方法論等につきましては、国と地方3団体との協議がこの12月から開始され、約1年間程度かけて行われる見込みであり、まだまだ不透明な状況でございます。この点につきましては、情報収集等に努め、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

議会の産業厚生常任委員会へも、9月19日と10月4日に国の制度改正の動向、本市の状況について報告を行っており、これからも情勢の変化等がありましたら、報告を行っていきたいと考えております。

また、国保運営協議会も10月24日と12月2日に開催し、3月議会の経過、国の動向、市の現状等報告の上、国保の運営について審議を行っていただいております。

運営協議会の意見としては、できるだけ被保険者の負担が増加しないよう考慮し、運営上必要額は、税率改正もやむなしとの方向となっております。

来年度以降も、被保険者の減少による税収の減少、高齢化、医療の高度化による医療給付費の増大、後期高齢者支援金、介護納付金の増大の傾向は続くことから、ますます困難な経営状況になると予想されます。

基金も枯渇する現状、公平・公正な受益者負担の観点からしても、国保被保険者に負担を求めなければ、国保以外の保険制度に加入しております62%の市民に負担を求めることとなります。

以上のような状況から、国保が都道府県運営となる平成29年4月までに、つまり平成28年度末時点において、収支プラスマイナスゼロとなるような国保運営を行う必要があり、消費税の引き上げが26年4月から実施され、被保険者の皆様には二重の負担増となり、厳しい状況が生じることと予想され、大変心苦しい心境でございますが、先送りすればするほど少ない被保険者の方に過大な負担を強いることにもなりますので、平成26年度よりの国保税率の改正は必要不可欠と考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 課長の答弁によりますと、国保が都道府県運営に移行する平成



29年4月までに、つまり28年度末時点において、収支がプラマイゼロとなる運営をしなくては行けないと。基金も枯渇している状況では、被保険者に負担を求めなければ、国保以外が62%ということで、そういう国保以外の方々に負担を求めることになる。そういう答弁だったと思いますが、そういう意味からにおいても、税率改正は必要不可欠であるとの趣旨でございました。

来年度もこの推移を見ておきますと、困難な経営状況が予想される中、本題に入るわけですが、今、課長が申された税率改正という部分、その国保税率の改定試案について、国保運営協議会等で協議されたものがあると思いますので、説明をいただきたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

昨年度の国保運営協議会で答申を受けました国保運営上の最低必要額の税率改正を心がけていきたいと考えております。

1月2日に開催された第2回目の運営協議会に諮問しております2案について説明をさせていただきます。

まず第1案としまして、当面の所要額として、さきに述べました後期高齢者医療制度施行後、つまり平成20年度以降の基金の平均取り崩し額6,000万円が、現在の税率で運営した場合の年間の歳入不足額と考えられます。

ちなみに、この額は3月議会で提案しました税率改正案に相当する額であります。

この額に、今年度、繰上充用が予想されております5,500万円を26年から28年度の3カ年で解消するため、各年度2,000万円を加えまして、8,000万円が当面の最低必要額としまして試算いたしますと、1世帯当たり税額は15万6,960円、現行税率ですと1万2,488円でございますので、3万2,000円、率にして25.7%のアップとなります。

次に、第2案として、今後見込まれる制度改正等にある程度の対応をするために、1案に1,000万円を加え、9,000万円の所要額となります。そうしますと、1世帯当たりの税額は15万9,950円となり、3万5,000円、率にして28.1%アップとなります。

ちなみに、この試算のほうは、3月議会で前市民課長が答えました数値と異なっております。というのは、元となるデータが3月議会で前課長が答弁している24年度データで、今回の試算は25年度データで試算しておりますので、若干の数字は異なっております。

時期といたしましては、まず26年4月から当面の必要額を確保できる税率とし、市国保の最終年度となる平成28年4月に、制度変更等に伴う所要額を再度税率変更する2回方式が、急激な負担増を避けるためにも望ましいのではないかと、所管課として考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ちょっと課長、確認しますが、その1世帯当たりの税額が15万6,960円と言われました。それが現行は1万2,488円と言ったでしょう。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） 申しわけございません。また、訂正をお願いいたします。

12万4,888円でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） せっかく先輩が教えてくれよるがやから、素直に。

国保税率の改正、本当に議員としても、また市民にとっても、こういう耳ざわりな話はなるべく避けたいわけです。しかし、ここまでに至った、またこれ以上、被保険者等に負担、また痛みを押し付けないということで、今回、こういう税率まで、まだ決定の話はございません。また、所管のほうにもまだ報告もこれからなるわけですけれども、あえて一般質問に取り上げさせていただきました。

国保税率の改正について、ただ今、市民課長よりわかりやすく答弁がありました。1案は毎年の基金の平均取り崩し額、6,000万円に25年度分の不足分5,500万円を26、27、28の3カ年で解消するための各年度2,000万円を加算するということで、計8,000万円を最低必要額とした試算が示されまして、1世帯当たり15万6,960円、そういう1案と、平成27年度からの高額療養費の県全体の共同事業等を見込んだ額、1,000万円を1案に加算した9,000万円という試算での必要額15万9,950円の2つの試算が示されました。

課長も最後に言われました所管課としては、まず26年4月から当面の必要額を確保する税率とし、最終年度となる平成28年度4月に再度、制度変更に伴っての必要額を再度、税率変更という2回方式を用いることが、急激な負担増を避けるためにも望ましいとそういう答弁だったと思います。

今後、所管の産業厚生常任委員会での論議を待つわけですが、今、このような1つの試算案が示され、これが来年から通年議会になります。一般質問等いろんな審議をする、どうしても3月議会という形になるわけですが、そういった中で泥谷市長にとっては、市長に就任する前の3月議会での否決による課題、また、解決に向けてリーダーシップを発揮してもらわなくてはなりません。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、市民課長が詳しく答弁したとおりでございます。国保財政の厳しい現状を十分認識をしておるところでございます。

私も、この間、2度開催された国保運営協議会にも出席をいたしまして、委員の皆さんには、3月議会の経過や現在の状況を詳しく説明をした上で、税率の改正について諮問をいたしておりますので、その答申を踏まえ、来年の3月議会にお諮りしたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 課長は答弁の中で、賛成少数で否決されたと残念だったという最初の答弁だったわけです。賛成6、反対7という賛成少数には間違いございませんが、そういう状態でございます。

どうか、被保険者に対する理解、そして説明の責任はこれから一層努力をしなくてはなりませんし、また議員の皆さんに対しても、時間がありますので、しっかりとこの点を踏まえた、そして議会のコンセンサスをとっていただきたいなと思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいなと思います。

また、所管の産業厚生常任委員会では、いろいろな意見が出るかもしれません。また提案があるかもしれません。それまでに私どもも一層の研究・勉強に努めて臨みたいなと思いますが、ぜひともいい方向に向かうことを願っておきます。

次に、レセプト・健康情報等を活用したデータヘルスの推進についてであります。

3月議会で8番議員の質問で前市民課長は、国保運営上の大きな柱は、歳入では保険税収であり、歳出では医療費適正化の取り組みが、唯一、保険者独自にできる削減方法として認識しており、ジェネリック医薬品への切り替えや、レセプト点検業務で財政効果を得ている旨の答弁がありました。

今年6月に閣議決定された日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれています。

まずは、全ての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、27年度から実施することを目標に、今年度中に健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針を改正することにしていきます。

それとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとしていますが、市民課

長のご認識をお尋ねします。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

データヘルスに対する認識ではありますが、レセプトの電子化、特定健診結果のデータの統一化などにより、医療情報の電子化が進み、データ分析を行うための環境が整ったことより、保険者がこれらの情報を分析し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防につなげることにより、医療費の適正化を図る。つまり、保険者による健康づくりということであり、国保の保険者の担当課長としましては、データヘルスの推進は財政がひっ迫しております本市国保にとりましても、大変有効な手法であると認識しております。

本市におきましても、国保連合会が保有する医療、健診・保健指導、介護の保険情報データを利活用し、保険事業へのサポートを目的として、国保中央会が開発を進めております国保データベースシステムKDBと申しますが、健康推進課へ近いうちに導入されることとなっており、導入されれば、レセプトや健診情報を使って、被保険者の疾病構造や医療構造がどうなっているかを分析し、被保険者の健康状態に合わせた情報提供や、高リスクを抱える方への集中的な保健指導が可能となり、被保険者の健康づくり、疾病予防、有病者の重症化の予防、ひいては医療費適正化につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ただ今、市民課長より答弁がありましたように、データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保険事業のことで、レセプト・健康診断情報等を活用し、意識づけ、保険事業、受診勧奨などの保険事業を効果的に実施していくために作成するのが、データヘルス計画であります。

市民課長もデータヘルスの推進は、財政がひっ迫しております本市国保にとりましても、大変有効な手法であると認識をされておりますし、KDBという、国保データベースシステムで健康推進課のほうにも近いうち、導入が図られるということで、ますますそういった分析作業や、情報提供、そして保健指導等が可能になってきます。

健康づくり、または予防等、ひいては医療費適正化につながるとの答弁でございました。

そこで、厚生労働省は、来年度予算概算要求において、健保組合等におけるデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、また、市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するための予算として、97億円を計上しております。

平成25年度当初予算が2.9億円なので、政府の力の入れ具合というのがわかるわけでございます。

データヘルスは、ある意味では、今後の重点分野の1つであると、そう認識をしていただきたいし、自治体においても積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなります。

課長もご存じのことと思いますが、その先進的な事例が広島県呉市でレセプトの活用によって、医療費適正化に成功している呉方式という、今、注目を集めています。このことをご認識いただいた上で、国保会計の健全化を目指す上で、最後に課長の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

広島県呉市では、平成20年度に1人当たりの年間医療費が60万円を超えるようになり、国保財政だけでなく、自治体としての経営破綻が危惧されるとのことで、全国に先駆けて保険事業にレセプト・健診データを取り入れ、ジェネリック医薬品の利用促進や受診勧奨による重症予防、頻回・重複受診者指導、糖尿病重症化予防などの事業を展開し、医療費の抑制・削減に効果を上げているとのことでございます。

ただ、導入時には、地元医師会との間で、多少混乱もあったようでございますが、協議を重ね、市民の健康を守るためという目的のために協力関係が築けたようであります。

今後、この呉方式を参考にしながら、関係機関とも協議を行い、取り組んでまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、データヘルスの推進につきましては、健康推進課と当課が両輪となり、情報共有と連携を図り、また国の動向等も注視しながら努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 呉方式というのは、ちょうど平成20年です。今、答弁あったように、1人当たり60万円という医療費。ちょうど清水においては後期高齢者、そして基金が6,000万円ずつ切り崩すされていく、そういう流れになっているときなんです。ですから、基金があったればこそ、逆に対応の仕方、人口推移、そういった保険の環境、社会環境というものが変わっていくというものにちょっと鈍かったのではなかろうかという感じはするわけで

す。これは議会も責任あるとは思いますが、やはり2億円、3億円の基金というものを切り崩すという部分の中で、将来を見据えた保険業務、保険事業の捉え方、こういったことが少しおろそかになったのではなかろうかとそういう気もいたします。これは今言ってどうのこうのじゃないわけですが、26年、27年、28年と時が見据えられたときに、1つの施策を打ち出すときに、どうしても限られてしまう。そういう中で、今、新しく本市も市民課長、そして健康推進課長と連携をとりながら、この適正化に臨む方向を築こうという今流れになっております。そういう点は評価したいと思います。

確かに呉方式の中でも、今、課長が言われたように、ちょうど導入時に、そういう医師会とのトラブルというか、ジェネリックの医薬品に切りかえて、そして差額通知をするわけです。そのことによって医師会のほうにいろいろなそういうことを送ってもらったら困るという医師会の反発があり、起きて当たり前かもしれませんが、そういったことが一つ起きた。しかし、それもやはり職員と、また地域の医療機関等が協議を重ね。粘り強く協議を重ねて、この呉市の保険業務、どう描いていくのか、そういう共通点をつくって今があるということで、今、注目を浴びているということ、そういうふうに使われております。

ぜひ、こういった点においても、市民課長が言われたように、健康推進課と両輪となって、ひとつ国保事業に取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、健康マイレージ事業、最近こういう健康推進課長、9月にも質問して、また12月も、本当に喜んでください。

本当にそれほど、今、厳しく、また戦略的な今、福祉とか、医療とかいうのは、国を挙げて戦略的な方向、施策が打ち出されているということを知っていただきたいと思っております。

続きまして、健康マイレージ事業の取り組みについてであります。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると、特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが注目されております。

市民の健康受診率を上げ、健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策です。前もって健康推進課長には、通告していたしましたので、健康推進課長に所見を伺います。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えいたします。

健康マイレージ事業というものを承知しておりませんでしたので、インターネットで検索してみました。議員からご紹介されました静岡県袋井市では、平成19年度から取り組んでいる

とのことです。健康的な生活習慣の定着を図り、生活習慣病予防や介護予防を推進することを目的とした事業であります。

運動することや、野菜を多く取ることなど、日々の健康づくりの実践状況をポイント化し、ためたポイントを幼稚園や保育園、小・中学校などへ寄附することや、公共施設の利用券や民間のサービス券と交換することにより、人づくりやまちづくりに貢献できるといった制度となっております。

全国各地の市町村で、特に静岡県では盛んに取り組みされているようです。

市町村によりまして、そのポイントの使用方法、利用できる施設など、事業内容はさまざまですが、住民が主体的に健康づくりに取り組み、ポイント集めを楽しむことが健康的な生活習慣の動機づけにつながるという、非常にユニークな制度であります。

健康に余り関心のない方でも、この事業に参加することによって健康になり、そして健康に対する興味も出てくるのではないかと考えられます。

市民の健康増進、健康寿命の延伸を図ることができる。そして医療費、国保税、介護保険料の低減化にもつながる、大変興味深い事業であります。

今後、この実施している各市町村の事業を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 健康推進課長より、健康マイレージ制度に関して、静岡県の袋井市の先進事例を引いての所見が述べられました。

私の思いと意を同じくする健康推進課長の答弁でありましたので、心強く感じた次第であります。

ぜひとも、研究の成果を期待しておりますので、よろしく申し上げます。

蛇足ではありますが、袋井市の取り組みについて若干、言及をしておきます。

制度立ち上げの趣旨として、今、答弁にもありましたが、市民一人一人の豊かな人生と健康長寿の実現のためには、市民一人一人が健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、その動機づけと支援、そして健康的な生活習慣の定着を促すことを目的に実施されています。

ですから、今、健康推進課長が述べられたように、健康に余り関心のない方も、この事業に参加することによって健康を維持し、また、健康になり、そして健康に対する意識が高揚されてつながっていくと、そういうふうに課長の答弁あったわけですが、私もそう思います。

対象期間は、袋井市は5カ月してます。ワンポイント2円です。先ほど、3億円、6億圓の話をしました。今度は2円の話です。ワンポイント2円。そしてそれぞれの健康推進課や社会

福祉協議会とか、いろんなそういう健康増進に当たるイベント、いろんな種類がありますが、そこに参加したら点数がついていくわけです。大体5カ月でよくポイント集められる方で500ポイントぐらいです。だから、金額にして1,000円ぐらい。それに合わせて、それをそのまま、今、課長言われたように、幼稚園とか保育園、小学校、図書館に寄附してもいいし、その登録されたサービス券と取りかえてもいいと。そういう制度です。

確かにユニークな施策だと私も理解しております。

ですから、課長もそういった点、しっかり研究して行かれるということで、課長の答弁に対しては、了ということにいたしますが、課長、私、この袋井市にもう1点着目した点というのがあるんです。今、課長が言ったユニークな点はもちろんですけれども、7年前の19年度からこの健康マイレージ制度にかなった健康チャレンジ！！すまいる運動というのを実施しているというんです。厚生労働省の健やか生活習慣国民運動、これは平成20年度から展開されています。その前年度には、既に袋井市はこの事業を開始しているというんです。その点なんです。袋井市ってそんなに大きい市じゃない。確か2万そこらと。詳しくは調べてませんが、本当、清水とよく似たような人口じゃないかなと。間違っていたら申しわけないです。ちゃんと調べておいたらよかったです、この19年度に開始して、そして、20年度、国が打ち出しました。これはそれにのっかって、自治体がいろんな運動をやってきています。こういった国の動向、特に新しい戦略的施策に関しては、いち早く反応をして、取り組もうとする姿勢が、私は何よりもやはり大事な点だと考えております。その点、若き泥谷市長はものすごい敏感です。よくそういった点で走り回っておられるし、帰ってくるのを忘れるぐらい、本当に席が温まっておりません。しかし、こういった戦略的な打ち出しというのは、アンテナを張り、そして敏感に反応することによってできるかできないはまず別にしても、取り組んでいく姿勢というのがこの国保会計がきょう、主体になった話ですけれども、即効薬にはなりません、7年たったときに、袋井市の行政評価というのは、おおむね効率が上がっているというそういう評価になっております。それともう一つ、こういった全国の自治体の先駆となった袋井市の事業推進が、近隣市町村に波紋を起こして、今年度、静岡県では全国で初めての県内共通の特典カード、ふじのくに健康いきいきカードを発行するようになりました。発行しております。現在、県内の協力店でサービスを受けられるようにするため、参加自治体や協力店がふえるよう、積極的に働きかけをしています。

この県内共通の仕組みは、全国知事会先進政策バンクでも紹介されていますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

ここまで国民健康保険事業に関して、本市の国保会計やデータヘルスの推進、マイレージ事業の取り組みなどについて質問をしてみました。総括して市長に、この一括の所見をお聞



きしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変勉強になりました。先ほど申しましたように、国保財政、かなり厳しい状況、税率改正が本当に不可欠というような状況になっておる中で、この先進地である両市の取り組み、大変すばらしい取り組みだというふうに思っております。

データヘルスによる呉市での医薬剤費が5億円削減できた、そういう事例、また静岡県袋井市での健康づくりの取り組み、本当にこういう先進地に学びながら、国保の事業を立て直すといえますか、この事業を進めていかなければならないというふうに思います。

本当にきょう、朝から、大変提案型のすばらしい質問をしていただきまして、本当に勉強になっております。

今、両課長が具体的には申しました。まず、データヘルスの推進についてでございますが、このシステムというのは、導入をするということで、決まっておるということでありまして、医療・健診、それから保健指導・介護、こういう情報というのを分析することによって、被保険者の健康づくり、疾病予防、有病者の重症化の予防、そういったものにつながるというふうに期待をしております。

また、しいていえば、医療費の適正化といえますか、削減にもつながってまいりますので、今後、国の動向というのを注視しながら、推進する立場でやっていきたいと思っておりますので、ぜひまたご指導をお願いしたいと思っております。

また、提案のございました健康マイレージ事業、具体的にいろいろお示しいただきまして、非常に勉強になりました。静岡県の袋井市のように、楽しく自主的に取り組むことで、市民の健康増進、健康寿命の延伸につながるのだというふうにも思っております。

土佐清水市男性の平均寿命がワースト2位ということで、大変健康づくりに対して、これから重点を置き、推進していかなければならない立場でございますので、今後も両課で2つの課が情報を共有しながら、より連携を図って、こういった事業の導入に向けて鋭意、研究・検討してまいりたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 大変に前向きな積極的な答弁をいただきました。本当にこの壇上で私もいろんな提案や、指摘もしてきましたし、機構改革から始まり、組織改革や本当に行政改革、風通しのいい横のつながり、そういったこともここでだいぶ叫んでまいりました。今、本

当に新しく行動的なそういう積極性のある、少々無理してもつぶれることのない若き市長が今、出発をしておりますので、早くそういう体制ができ上がり、スピード感のある市民の負託に応え、公約が実現できる、そういった体制が早くできることを心から望んでいる次第であります。

特に、今、質問しましたマイレージに関しては、私は高知県が長寿国、日本一長寿県ということで、本当に尾崎知事も力を入れておられます。こういう静岡県ができて、高知県ができませんし、ただ、その発火点となるのが、やはりジョン万のふるさと清水でないといけない。そのための75歳云々の平均寿命が活かされる。あの評価が逆に活かされる施策になる。きょう午前中、市長が答弁をなさったまちづくりに関した観光、それに匹敵した健康づくりのまちづくり、全て複合的な効果というのができるような、そういう施策というのがこれから必要になってくると思います。それぞれの所管課が、それぞれの知識とアンテナで、いち早く一つの国の動向を探りながら、惜しむことなく市民のためにその知恵を発揮していただきたい。また、それ以上に議会は、勉強もし、皆さん方の反問に対して堂々と答えられるぐらいの議会になっていくような、そういう議会に私どもも努力していきたいなと思っております。

以上、大体、答弁もいただきましたし、眠気が来る前に大体終わりました。それで、最後、質問ではございませんが、4月に就任されました市民課長には、今回、初めて私は通告させてもらいました。5回にもわたっての私の質問に、真摯に対応し、かつわかりやすく答弁をいただきました。ありがとうございました。

どうか先ほども申しましたように、健康推進課長との連携のもと、一層の土佐清水市民のための保険事業にまい進されますようお願いいたします。

今年最後の議会でございます。先般、亡くなられましたアパルトヘイト撤廃のネルソン・マンデラ氏、ご存じだと思いますが、マンデラ氏の言葉を市長はじめ執行部の皆さんと、我々議員の皆さんに紹介して終わらせていただきます。「まず何よりも自分に正直でありなさい。自分自身を変えなければ、社会に影響を与えることなど決してできません。偉大なピースメーカーは、いずれも誠実さと正直さ、そして謙遜さがかねた人たちです。」マンデラ氏から教育長へ、「教育とは、世界を変えるために用いることができる最も強力な武器である。」以上、ご清聴ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

14番 武藤 清君。

(14番 武藤 清君発言席)

○14番(武藤 清君) きょうのしんがりとなるようですが、通告に基づきまして、一般質問を行ってまいります。

まず最初に、副市長の不在についてであります。

5月26日に市長の選挙がありまして、泥谷新市長の誕生を見たわけでありまして、その後、6月10日に市長が初登庁ということでありまして、きょうが10日、ちょうど6カ月ということになるようであります。

市長の提案理由の説明にもありましたが、この間、国への要望活動に総務省、内閣府、厚労省、国土交通省などの各省庁、県選出の国会議員、さらには尾崎県知事をはじめとする県当局への要望など、文字どおり市長の席の温まる間がないという状況ではないかと思うところであります。

そうした多忙は、市長あなたの本懐とするところでありましようが、しかしながら、一方では、庁内実務の作業が副市長不在のままでは随分とそごを来すのではないか、市長みずからが国・県へと八面六臂の活動をしたとしましても、内にてその成果をしっかりと受けとめる相方がいてこそ、真の成果となるのではないか。事務分掌というのはそういうものではないかと理解をいたすところであります。

そこで、総務課長にお伺いをいたします。

副市長不在は、庁内実務を仕切る立場として問題点はないのか、お尋ねをするものであります。

○議長(岡林守正君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 山崎俊二君自席)

○総務課長(山崎俊二君) お答えいたします。

市の事務は各課多岐にわたっております。全てを市長の判断とするには、執行上、ちょっと無理のあるところから、専決規定により、副市長の決裁権、多く定めております。今、人事案件等は総務課でと一定分散を図っておりますけれど、市長の決裁等の事務は、格段に多くなっているというふうに考えます。出張のときなど、不在のときなどは、時間的にも影響が出ているというふうに考えております。

また、副市長は、土地開発公社の理事長とか、庁内的には行革の本部長などの役職も多くありまして、市長や関係課長の負担はその分多くなっているというふうに考えます。

○議長(岡林守正君) 14番 武藤 清君。

( 1 4 番 武藤 清君発言席)

○14番(武藤 清君) 総務課長から、現状についての報告をいただいたところであります。

市長、あなたが県内外を問わず、大車輪の活動がありましても、うちにあつて、副市長の存在がなければ、その効果につきましても随分と減ずることになるのではないかと、そう想像されるわけでありますが、そうした懸念はないのか、これまでの6カ月をどう総括されるか、市長の所見をお伺いするところであります。

○議長(岡林守正君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) ちょうどきょうで6カ月ということで、初めて気がつきました。無我夢中の毎日でございました。

反面、よく考えたら、早くも4年間の任期のうちの8分の1が過ぎたこととなりますので、本当に早い気がいたします。

今、副市長不在ということで、本当に不在の中で、一刻も市政を停滞させるわけにはまいりませんので、一日も休まず、本当に一生懸命公務に当たっておるところでございます。

内部的には、先ほど総務課長が答弁をいたしました、副市長の決裁を全て市長が担うということで、市長の業務負担がふえ、行政事務の停滞を懸念する声や、イベントや各地域の行事への参加など、本当に多忙を極め、市民の皆様にも大変ご心配をかけておるところでございますが、元気に走り回っております。この間、職員の皆さんには、本当に側面から協力をしていただきまして、心から感謝をいたしております。

9月議会で人事案件を否決されたことによりまして、実は10月のアメリカで開催されたジョン万祭りへの参加というのも1週間、この間、市長が不在になりますので、取りやめることも考えました。しかしながら、公式行事に穴を開けるわけにはまいりませんので、新任である早川企画財政課長には、大変重圧をかけましたが、職務代理をお願いをいたしまして、参加をしたところです。

ただ、その後に起こった台風26号、10月16日に起こった大雨で甚大な被害が出た東京の伊豆大島町において、災害発生時に町長も副町長も不在であったことが、非常にテレビ、マスコミでも批判が集中したことを考えますと、やはり市長不在中において、職務代理者として市長のかわりに市の代表として業務に当たらなければならない副市長がいないというのは、尋常な状況ではないと思ひますし、何ともしもこれを解消しなければならないというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長(岡林守正君) 14番 武藤 清君。

( 1 4 番 武藤 清君発言席)

○14番(武藤 清君) 今、市長から説明がありました、アメリカへ行った際の市長の懸念につきまして、早川新企画財政課長が突然、課長職、筆頭課長ということで職務代理ということでありましたので、そういう点では早川課長にも精神的な負担になったのではないかという点につきましては、十分、推察をできるところでありますが、同時に伊豆大島のあの災害、大変町長も副町長も不在という状況の中で、ああいう突発事件が起こったわけでありまして、本市におきまして、ああいう事件・事故が起こらないという保証は何もないわけでありまして、いつ何時起こっても全く不思議ではないという対岸の火事ではない状況であったというふうにも思うところでありまして、いずれにいたしましても、この副市長不在というのは大変異常事態であるわけでありまして、職員に対して大変いろんな意味で影響が出ているということは、これは間違いのないところでありますけれども、何にも増して、最大のしわ寄せというのは市民に対して副市長不在というのは出ておりますし、今後も伊豆大島の例を聞くまでもなく、懸念をされる最大のことで、対市民に対してどう行政として責任をとるのか、また、同時に行政だけの問題ではなく、議会としてこの問題、どう責任をとるのかということ相まって考えるときには、早急に副市長につきましては、選任をして着任をしてもらうということが急務であろうと思うところであります。

9月の議会報告会が10月から11月にかけて、6会場で行われたわけでありまして、総数で126名に及ぶ市民の方の参加をいただいたわけでありまして、大変活発な貴重な市民からのご意見をいただいたというふうに思っております、感謝をしているところでございますが、その中でどの会場、私、全会場に行ったわけではございませんけれども、どの会場におきましても、副市長の不在についての問題点が随分と多く出されたわけでありまして、その中で、私もこれまでの議員の経験の中で、市民の皆さんのご意見を聞きながら反省をいたしておるのが、否決をした理由は何であるのかと。どういう理由で市長の提案するこの副市長の人事案件に賛成をしないのかと。はっきり理由を聞きたいという意見が何会場かであったところがございます。

議会報告会というのは、ご案内のように、議会であったことを報告をするわけでありまして、人事案件につきましては、議会での討論は何もありませんので、当然のごとく、それに対しまして、小川副議長ではなかったかと思っておりますけれども、反対の意見は何かという質問に対して、議長がその人事案件について諮るについては、人事案件でありますので、質疑討論を省略をして、採決をしたいというふうに議長の提案があつて、処理をしておりますので、この人事案件につきましては、反対の理由も、賛成の理由も何もありませんという説明があつたところでありまして、全くそのとおりでありまして、議会人としては何の問題もないというふう

思うところではありますが、ところが、市民の感覚からしますと、理由もなく反対というのは、これはご指摘のとおり、理解できん問題でありまして、反対であれば、反対の理由を何で言わんのかというのが、これ市民は当然のことであろうというふうに思うところがあります。

その後、市議会議長、副議長様という匿名、これは議運にもかけましたし、議員の皆さん一人一人にこの複写が回っておるといふふうに思っておりますけれども、この中にもそのような真に反対理由があって、反対することが土佐清水市のためというのであれば、市長に対してその理由をはっきり示すべきではないかと。それが市民代表である議員の責任ではないかというように文言もあつたりしているところでございまして、過日の高知新聞、日高村のこれは村内企業の関係で、村内業者を指名をしようとしたことに対して反対したということに対して、この佐川支局の高知新聞の支局長でしょう。その反対に対して、言葉では言えない理由があるというふうなことで、反対の立場に立ちながらも、反対の理由を言わなかったということがそのことに対する記事が書かれておりまして、否決の根拠というタイトルをつけての囲み記事があるわけでございまして、そのことに対しまして、この記事は否決をすることそのものが問題ではなくて、問われるのは否決をする反対の理由を村民が納得できるかどうかというような記事がここにも書かれてあるわけでございます。

そこで、これまで私も人事案件というのは、そういう処理をするものだというふうに勝手に判断しておりまして、何で人事案件については、質疑も討論も省略して採決するのかということ深く考えたことが今まで一度もありませんでしたが、今回の議会報告会を通じて、市民の皆さんからそういうご指摘をいただいて、尤もだなというふうに思ったところがあります。そこで議長にお願いですけれども、これ議事整理権の問題でして、私がとやかく言うことではなく、議長の判断でやってもらうということではいいのではないかとはいふには思いますが、来年度市制60周年で、途中、どの時点でこの人事案件というのが質疑討論の省略ということになったのかわかりませんが、一定、今議会中にこの問題について、過去にどういう経緯があつて、質疑討論を省略して採決とする方法に至ったのかということ調査できればしていただいて、議運の中でも協議して、一定の報告も出しながら、この問題の対応方を協議してもらえればありがたいというふうに思うところがあります。

恐らく、最終日に市長のほうからこの副市長の人事案件につきましては、また提案があるのではないかとはいふに思っておりますから、その時点で、この問題については一定、整理もしながら、対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、高校と中学校の問題についてでありますが大変、今議会も中学校の荒れたという状況につきましても、先日来、論議のあつたところでございます。

私、これ市長の公約にもありましたけれども、清水高校のジョン万国際学科の創設、中高一貫教育というふうに通告しておりますけれども、ぜひ、この問題についても市長に実現をしていただくようお願いをしたいわけでありましたが、泥谷光信5つのテーマという中の子どもは宝の中に分類をされた公約に1つにあるわけでありましたが、教育というのは、私は申し上げるまでもなく、一朝一夕には実現が不可能でもありますし、結論が早急に出るものではありませんから、慎重さが求められるというのは言うまでもないことであります。

また、この公約につきまして、市長のこの学科の創設をする、しなくてはならないという市長の考え方の現状認識等につきまして、あるいはその構想につきまして、そのお考えをお伺いするものであります。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） お答えをいたします。

少子化によりまして、かつて漁業科を含めると、1学年6クラスの編成でございました。特に漁業科におかれましては、やはり卒業生の皆さんが、現在の土佐清水市の水産漁業の屋台骨を支えていっているといっても過言ではないところでございます。

しかしながら、清水高校もこの数年、1学年2クラスの編成となっております。このまま少子化が進む、今、年間70人ぐらいしか産まれておりませんので、また、清水高校への進学率というのは50%切った状況でございますので、このまま進んでいきますと、清水高校そのものが廃校になる、そういった可能性が出てくると予想されます。

ですから、よりこの清水高校については、特色のある学校づくりを目指すと、そういう意味でこの清水高校に国際感覚を持った国際ジョン万国学科、そういうふうなジョン万国のふるさとにふさわしい、そういった人材を育成するために、特色あるそういった学科の創設を目指したいという思いで、公約を掲げております。

また、中高一貫教育につきましても、県教委のほうにも、先月だったと思うんですが、行きまして、県教委の高等学校課、ここに11月20日、教育長、学校教育課長とともに県教委のほうにも行きまして、この中高一貫教育について話し合いもいたしました。中学校の教育改革と合わせて、中高一貫教育をやっていききたいということで、申し入れをしましたところ、県教委としましても、一定理解をしていただいて、それで早急に来年度からやっていこうということで、連携型の中高一貫教育として、スタートを切る、そういった予定になっております。

あと、スケジュールについても聞かれるようになっておりますので、詳しくは教育長のほうからスケジュール的なことはご報告はあると思いますが、そうやって試行的にスタートする。また、もう1点、清水高校の高台移転につきましても、県の中澤教育長ともお会いをしまして、

そのことを要望したところ、教育長としても、やはり高校生の命を守るという観点から、ぜひ高台に移したいということで、意見は一致をしておりますので、規模、県の教育長がいうのには、コンパクトな中高一貫教育を目指す、コンパクトな高校で高台移転と、そういうことで規模や用地の確保、そういったことを今後、県教委とも具体的に協議をしていくようになっております。公約についてはこの3点でございますが、着実にこの公約が遂行できるように、今後、努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 11月20日に、教育長も一緒に県教委へ行かれたという市長からの報告をいただいたところであります。

以前、私も一般質問で清水高校の高台移転、同時に今、清水中のあの付近一帯を文教地区的に整備をすべきではないかという問題提起をしたことがあるわけでございますけれども、今、市長の説明の中で、県の教育長についても、コンパクトな形で高台移転をというふうな構想があるようでありますから、ぜひそういう方向で、今後もこの問題について進めてもらいたいというふうに思うところでございますが、今後のスケジュール、構想、教育長、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えします。

ちょっとスケジュールのほうにも入って、市長のほうからも答弁ありましたが、重複するところもあろうかと思いますが、私のほうから現在の状況からご報告申し上げます。

11月20日に市長とともに高知県教育委員会、高等学校課を訪問し、市長の公約である清水高校に特色ある学科の創設、仮称ジョン万国際学科に対する考え方や思いを説明したところでございます。

県も用地の確保ができれば、一日も早い高台移転を目指しているところで、市も可能な限り援助は惜しまない旨、告げたとところであります。

県では、平成26年度から10カ年の県立高等学校再編振興計画を作成中であります。本県においては、全国に先行する人口減少、少子化など、高等学校を取り巻く社会環境が厳しさを増す中で、その振興策、学校規模と学科の配置などを見直すこととなっております。

アドバイスをいただいております濱野先生も、高台移転が学校再編のチャンスと捉えており、当面は平成26年度から清水高校へ英語加配教員が配置される予定で、高校の先生方が中学校



へ出向いて授業を実施することができるようになります。

国語や数学においても協議をしているところであります。

その他、学校行事や部活動なども連携するように計画しております。

市内1高等学校、1中学校であり、中高連携型の一貫教育を目指し、特に姉妹都市への短期留学等の実績もある英語を核とした取り組みを始めていきます。

今後とも県教育委員会と連携をとりながら、市としても積極的な支援をしていきたいと考えています。

当面は、平成26年度に調査費等の計上を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 今、話を聞きまして、流れがよくわかったわけですが、大変市長、あなたは恵まれているのかな、タイミングがよく、公約の中、特に清水高校のジョン万国際学科ということにつきましても、市長がこの公約を出した市長選の前段あたりに、今、教育長なり市長から答弁のあった県教委の動向というのがしっかりわかって、そのことを把握しながら選挙公約に掲げたのかな。そうではなく、自分の思いとして、テーマとして掲げたということであるとすれば、大変うまくマッチする流れになったのではないかというふうに、今、聞きながら驚いているところでございまして、教育長の説明によりますと、26年度から10カ年の高校の再編計画があるということであります。

これ何年か前にもそういうふうな話があって、私も公民館で県教委が来て説明があったというふうに、たまたま行って説明を受けたわけではありますが、あの当時にはまだ、清水高校の実態というのをうちの議会の総務文教常任委員会にしても、高校の問題というのはちょっと違う封建的な感じ持っておりまして、高校まで議会とはいえ、余り踏み込んだ論議というのは差し控えるべきではないかというふうなそういった遠慮がちなところが、今でもあるのですが、先ほど、市長の説明の中にもありましたように、70人から60人しか1年で出生者がおらん。同時に高校の生徒にしても、当然のごとく、地元から清水高校へ行く人が、外部から清水高校へ来るということは余り考えられませんので、そうすると、市内で産まれる数より以上の清水高校への入学というのは、これは望むべくもないわけではありますが、勢い清水高校との連携、清水高校1校、中学校も1校という状況でありますので、県教委、それから現場の清水高校、それから市教委と中学校の現場というのは、今、高校から英語の授業に中学校へ来てもらえるというふうなことになっておるということを聞きまして、大変意を強くするわけではありますが、そういう状況からすると、高校は県教委、小中は市教委という単純なさび分けではなく、その

枠を越えての県教委と市教委、高校現場と中学校の現場という交流というのは、大変重要な意味を持つというふうに思っております、そういう点からすると、市長の公約にありました英語を中心としたジョン万のふるさとを中心に考える国際学科、英語科というのは、大変意味のあることでありまして、土佐清水市の子どもたちの本当に将来を占う重要なポイントに、この課題というのは市長の公約というのはなるのではないかとこのように思うところであります。

今、教育長の説明の中で、濱野さんという話が出ました。私も1、2度お会いをして、お話を聞きました。大変ユニークでしゃべり出したらとまりません。話を途中で切るのに苦労しますが、それでも大変清水のことを考えていただいております、子どもたちの将来ということと同時に、そのことが土佐清水市の人材にしる、経済にしる、いろんな意味での活性化の源になるというような話をさせていただいたところでありまして、実践を仙台育英でしたか、大阪の上宮高校ですとか、私立で公立ではありませんけれども、そういうところで、それこそ手におえないような部分のあった学校についても建て直して、一流の進学部分も含めた、全国でも注目されている野球だけではない進学校として飛躍を遂げて、全国から注目をされる、そういう体制をゼロから作り直したという実績のある方でありまして、その方の話というのは、先ほど言いましたように、子どもたちのことであるけれども、それを通じて、この土佐清水市の再生をどう図っていくのかということに一方では軸足を置いた考え方の指摘もあって、ご意見も私もいただいているところでありまして、大変本市のこれから先のことを考えますと、重要な課題ではないかとこのように思うところであります。

通告で成果はというふうになっておりますけれども、成果というのはまだ成果もありませんけれども、今後、市長、先ほど説明がありましたけれども、改めてこの中高の連携する教育のスタイルというものが、本市のこれから先、若いものがこの土佐清水市で育って、土佐清水市のよさを対外的に広げていくと同時に、この国際学科が立ち上がって、内外にアピールができる状況になるとすれば、県外からもこの土佐清水市のジョン万国際学科を目指して子どもが入ってくるということも、当然、考えられるわけでありまして、そのことも含めて、見通しについて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ほとんど今、武藤議員がおっしゃられたとおりなんです、まず1点目は高台移転、このことはやはり清水の次の世代を担う生徒の安全の確保、そういったものが担保できるというふうに考えておりますし、またちょうど南海トラフの特別措置法が成立いたしましたので、公共事業の高台移転という意味においては、かなり追い風になるというふうに考えております。

それから、本当に地域、それから時代のニーズというのがその時々であるわけなんです、やはりジョン万次郎のふるさとということを中心にしながら、情報、それから英語、これに特化した魅力のある中高連携型の高校の再編によりまして、土佐清水市の長年の課題であります若者の人口の流出、そういうものを抑制する、そういう効果が期待もできますし、先ほど、武藤議員が申しましたように、近隣と言いますか、全国からまたこの流入、来ていただける、そういうものも期待ができるのではないかというふうに考えております。

また、産業面におきまして、やはり人口増がなかなか期待できにくい環境下にありますので、ソフト戦略と言いますか、そういったものの切り札にもなると思いますし、このことが優秀な人材育成、そういったものにつないで、また経済の活性化へも中核的なパワーの源になることを期待し、取り組む所存でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） ぜひとも、この教育行政の最大の課題になろうというふうに思っておりますから、市長とも十分連携をとりながら、県教委とも当然のごとく連携をとりながら、成功に結びつけるようにぜひお願いをしたいと思うところであります。

次に、漁業振興についてであります。

メジカ、清水サバの不漁が地元企業に与える影響はどうかということであるわけでございますが、先日、産業振興課長のほうから活サバの実績とメジカの漁獲高について、資料をいただいたところであります。

サング漁というのは、大変ここ近年、大盛況でありまして、本市の税収入からすると、それはそれでプラス面というのものもあるのかなというふうにも思っておりますけれども、一方で、サング漁が大変多く、サングもまた出漁船というのでしょうか。ふえております。勢い、その分、魚を釣ってくる本来の出漁船が少なくなっている。これは当然、相対性の問題ですから、それはそういうことであろうというふうに思うわけでございますが、そういう状況の中で、課長から資料をいただいたわけでございますが、活サバの実績が平成19年、6年前ですか。19年から24年までの資料ですが、活サバにつきましては、平成19年が尾数で4万6,512尾が平成19年ですが、昨年の平成24年が3万1,084尾ということになりますから、活サバでいきますと、マイナスの1万5,428尾、差引のマイナスで33.1%の落ち込みという数字になっております。

それから、メジカの漁獲を見ますと、平成19年が7,138t、これ昨年の平成24年が5,284tということになりますから、これも5年間で1,844tのマイナスで、落ち込み率25.8%、4分の1以上も漁獲が減っておるとい実態が数字としてあらわれておるところで

ございますが、先ほど、サンゴ漁の話をしましたけれども、サンゴ漁による影響が、こういう数字なのか、どうなのか、ほかにも原因が考えられるのかどうか、そのあたりも含めて、産業振興課長、お願いをいたします。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

近年、メジカ・清水さばとも不漁が問題となっております。要因について、県漁業指導所に問い合わせた結果、過去8年前から現在までのデータを比較し、不漁の主な要因についてお答えします。

まず、清水さば、これ鮮魚については、平成17年度における延べ操業隻数、1年間に出漁した隻数、約1万7,000隻に対して、平成24年度は約4,300隻とおよそ4分の1の操業隻となっております。

この操業隻数の減少は、平成17年度以前から続いていたものでありますが、特にサンゴ漁が盛んになった平成21年度からの減少が顕著となっております。

漁獲高、漁獲量についても、平成17年度は約2億6,000万円、約1,100t、平均単価キロ当たり239円だったものが、平成24年度には約6,400万円、約290t、平均単価キロ当たり244円とこれも4分の1になっている。これもサンゴ漁が盛んになった平成21年度からの減少が顕著でございます。

このことから、近年の清水サバの不漁は、資源量の減少からくる不漁でなく、操業隻数が減ったことによる水揚げ量の減少からくる不漁であると考えられます。このことを確かめるために、1日1隻当たりの漁獲量、キャッチパーユニットエフォート、頭文字でC P U Eというそうなんですけど、算出しましたら、平成17年度は1隻当たり65キロ、平成24年度は1隻当たり66キロでありました。平成17年度から平成24年度までの最高のC P U Eは、平成21年度の93キロで、最低は平成19年度の42キロでありました。

C P U Eは、サンゴ漁の影響とはほぼ無関係に振動していました。C P U Eは、資源量に依存して決まるものと考えられるため、清水サバの資源量は増減を繰り返していると考えられます。したがって、現在は平成23年度の清水サバの資源量の底からの回復期にあると考えられ、今年度にかけて増加していき、その後、減少すると考えられます。

資源量の増減は、さまざまな魚種でいわれており、特に資源量が多い年を卓越年級群と呼ぶそうですが、清水サバの卓越年級群はおよそ4年から5年に一度発生しており、清水サバの漁獲対象魚の年齢から3歳から5歳であることから、卓越年級群が発生した3年から5年後にC P U Eが増加すると考えられ、直近の卓越年級群が平成21年度に発生していることから、昨

年度、今年度の清水サバの資源量は、比較的豊富であると考えられます。このことは活魚についても同様のことが考えられます。

次に、メジカについては、平成20年度における延べ操業隻数は1万3,000隻、これに対して平成24年度における延べ操業隻数は約6,000隻とおよそ2分の1の操業隻数となっています。この操業隻数の減少はサンゴ漁が盛んになった平成21年度から顕著であります。

漁獲高・漁獲量についても、平成20年度は約7億7,000万円、約1万t、平均単価キロ当たり77円だったものが、平成24年度には約4億9,000万円、約5,300t、平均単価キロ当たり92円と半減となっています。

これもサンゴ漁が盛んになった平成21年度からの減少が顕著でございます。

このことから、近年のメジカの不漁は、資源量の減少からする不漁でなく、操業隻数が減ったことによる水揚げ量の減少からくる不漁であると考えられます。

このことを確かめるため、メジカについてもCPUEを算出しました。平成20年度のCPUEは、1隻当たり600キロであり、平成24年度のCPUEは1隻当たり750キロでありました。CPUEはサンゴ漁の影響とはほぼ無関係であると思われます。ただ、今年度については、俗にいう梅雨メジカ、筐メジカ漁については、昨年より減少しており、原因については温暖化の原因かどうかはわかりませんが、メジカ漁の一番釣れるところ、重心と呼ぶようなんですけど、重心が北に移っているのではないかとの見解もあると聞いております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 一定、報告を聞きながら安心をしたところであります。

漁師の皆さんの中には、サンゴ漁で海底を網で引っ張って、がたがたやりますので、攪拌しますので、結局、そんなことをすると魚が食うはずがないと。結局、漁師は自分で自分の首を絞めているのと一緒でよというようなこと言う漁民の皆さんもおいでるわけでして、そういう点で、今、課長の説明からすると、サンゴ漁のせいで漁獲が減っているということではないのではないかというのが、ほぼ見方のようにありますから、そういう点で大変心強く思うわけがあります。

温暖化等々の影響もあって、昔もそうであったと思うのですが、冷水渦というんでしょうか、蛇行して沖へぐっと張り出したときには、回遊魚ですので、沿岸に近寄らずに、その関係で蛇行しながら沿岸から離れていく、そんな関係があって漁獲が減るのだというふうな説明も以前あったというふうに思っております。課長の説明でも親潮・黒潮の関係があって、北限が伸びていってというようなことがあって、そういうこと等も漁獲に影響があるのではないかとい

うことですので、いずれにしましても、サンゴ漁があって、そのことが大きな原因で漁獲が減ったということではない。そうすると、もっと漁獲が減少したことについては、打つ手というのが考えられるのではないかというふうにも思うところでありまして、そういう点で大変、いいデータなのかなというふうにも思っているところでもあります。

1点、そういう話も聞きながら、現実問題として、活サバにつきましてもそうですが、ブランド化をして活サバでお客を呼ぶというのは、これは全国的に打ち出しておるわけですから、お客が県外から入ってきて、活サバを注文をしても、無いということでありまして、大変裏切ることになって、看板に偽りありということでもありますから、そのことはリピーターになる皆さんに対して、大変悪影響を及ぼすということが活サバについてはあるかと思っております。販売をしている飲食店なんかにしますと、別に活サバ食っておらなくても、ほかの魚を食うてもらったらええと。別にそれで商売に支障はないという考え方があるのかもわかりませんが、市の信用という点から考えますと、活サバを当てにしてきたお客さんに対して、提供する商品がないということは、大変これはダメージにつながりますので、その辺の影響はどうなのか。それから、もう一つ、メジカの問題ですけれども、カツオ節加工をされておられる皆さんというのは、あの技術というのは、きのうきょうでできる技術ではなく、何百年も昔から営々とつながってきた。それで改良に改良を重ねてきて、それで今日があるという方ばかりだというふうにも思っております。その皆さんが原魚のメジカがないということになりますと、これは店を畳むかどうかという大変大きな問題になるわけでありまして、そういうところにこの漁獲量の減少というのは影響がないのかどうなのか、その辺について課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

まずは、メジカについての漁獲量は、先ほど申しましたが、平成21年度に大幅に減少し、その後も減少を続けていますが、今年度も減少幅が増している状況でございます。

それに伴い、キロ当たりの単価は、平成20年度は年平均約77円であったのが徐々に上昇し、今年の10月までの平均単価は、約108円となっており、現在は平均120円から130円、キロ当たりと聞いております。このように漁獲量の減少と単価の上昇により水産加工業者等は、大変厳しい経営を強いられていると聞いております。

また、加工組合主催で毎年4月に行っている宗田節の入札会を来年50回の記念大会を迎える予定でしたが、商品の在庫不足により中止になったと聞いております。

清水サバのことにつきましては、私も観光を所管している課長として、多くの観光客からせ

っかく清水に来たのに、食べる清水サバがないというのが多く聞かれます。それは地元の者としては大変寂しいといえますか、残念でなりません。この10年ぐらい、市も力を入れて、また漁民の方も力を入れて、清水サバのブランド化に取り組んできた結果が、今、先ほど申したように、出漁隻数の減少により、活サバ、鮮魚も含めて、かなり減少している中で、こういう状況が今の清水で観光に与える影響も少なからずはあるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） ゆゆしき問題ではないかと思っております。補正の中で5款3項2目の活サバについての補正が出ております。これ課長にもっと詳しく聞きたいと思っておりますけれども、時間が10分切りましたので、割愛をしたいと思います。こういう小さいというか、620グラム切るようなサバにつきましても、活サバとしてするのか、やるのか、どうなのかということの研究、これ県の事業、56万4,000円。県だけでなく、市はちょっとは出したらどうなのくらい思うわけですが、それはそれとしまして、これはこれでまた、ちょっと事業概要を見てみますと、漁業調査とか、市外県外への市場調査とか、観光・宿泊施設への販路開拓ですとか、新たなメニューというのがあるわけですが、これはまた課でも聞きましょう。

市長、それで今、問題は活サバが食べにいくたびに活サバがない。営々と続けてきた先祖伝来の加工節工場を閉じざるを得んというような状況も、これは夢ではないというか、現実であり得るといような実態もあるようでございまして、ただ、先ほど産業振興課長に聞きますと、釣りに行けば釣れる状態にもあるようでありますから、そのあたりをどう行政としてバックアップができるのか、これも市長の一つの公約であるわけでございますから、その辺、手短に3分ぐらいで説明をお願いします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ご承知のように、私の公約というのは、漁獲高の減少、漁業者の高齢化、それから魚価の低迷、そういう状況からの清水さば・メジカ、そういう土佐清水市の魚に、代表する魚種に絞って、一定の最低制限額を決めて、そのラインを割ったときに補填する、そういう制度を描いていたわけなんです。今、産業振興課長から答弁があったように、漁獲高は減る。さらに漁獲は減っているものの、その魚価はメジカにしても倍近く上がっております。漁獲が少ない、価格が上がるということで、特に伝統産業である加工業者には、大変経営を圧迫をしているという悪循環、加工業者のみならず、サンゴ漁へシフトした問題が、漁業者

のみならず、関係する産業に大きく影響しているという今の状況でございます。

先ほど言いましたように漁獲を上げるためには、操業の船をふやす以外に解決策はないわけですので、新規操業者とか、サンゴ漁で休んでいるときのサンゴにシフトした船も1年間で4カ月は休漁の期間がありますので、そのときにはサバを釣りに行ってもらう、メジカを釣りに行ってもらう。そういった依頼というのも行いながら、操業する船をふやすというそういう取り組みが必要と思います。

また、節納屋の加工施設も大変体力が落ちております。実は、先月、意見交換会もしました。加工組合とも。その中でなかなか資金繰りも厳しい状況になっておりますので、この金曜日、13日の休会日に高松の農林中金の高松支店のほうに融資制度、そういった新しい制度の設計ができないものか、その要望にも急遽、金曜日の日に行くようにしておりますが、来年度に向けて関係する機関と具体的な効果的な方策について協議して、予算づけをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） なかなかそれぞれの立場で、それぞれの言い分がありますので、特に漁業の皆さんというのは、お互いが張り合いながら商売をやっておられるということが、大変多くあると思っております。そこをそれぞれのサンゴ漁の皆さん、サバの皆さん、メジカの皆さん、それぞれが納得をした上でというようなことになると、片一方はよくても、一方じゃ反発が出るみたいなことが結構あるわけでございますから、そのあたりをどうするかというのは、これは行政の手腕が一つあるかと思っております。

加工組合の問題につきましても、市長から話があったわけでございますが、そのあたりになってくると、これ行政じゃないとなかなか当の節納屋の皆さんだけの解決というのは難しいことがあるかもわかりませんので、ぜひ行政の皆さんの手助けというのが必要だというふうに思っておりますから、ぜひそのあたり踏み込んだ検討もし、援助もお願いしたいというふうに思っております。

次に、大変、横畠危機管理課長、お待たせをいたしました。私、あなたと話をするのは初めてございまして、一般質問で課長にふだん、物も言ったこともない、杯を交わしたこともない課長に質問するというのは、ちょっとぶしつけで非常識かなというふうにも思いながら質問通告をしてしまいました。大変恐縮に存じておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がありませんから、最初の本市の現状についてであります。

これ前段で多くの議員から質問がありましたので、割愛をしたいと思います。

2つ目の災害援助協定についてであります。これ新聞報道で多く出されておりました。災



害に対する備えという点では、大変重要なポイントじゃないかというふうに思っております。新任の横島課長に災害援助協定、災害応援協定、そのことについてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

現在、本市が締結しております災害時における他市町村との相互応援協定としましては、幡多地域及び愛媛県南予地域を中心とする市町村と締結しています四国西南サミット災害時相互応援協定、それと県内全市町村と締結しています高知県内市町村災害時相互応援協定がございます。

これら近隣地域との協定は、風水害時等には一定の効果が望めますけど、南海トラフ地震発生時には、支援はほぼ期待できないということになります。

南海トラフ地震の影響がない、もしくは少ない地域の市町村との相互応援協定を締結することは、大変意義のある取り組みです。ご承知のとおり、本市は沖縄県豊見城市と姉妹都市盟約を締結しています。同市からの応援というのは条件的には厳しいものがあると思っておりますけれど、同市との協定締結をはじめ、その他の市町村とも何らかのつてを頼りに、協定締結の可能性を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 市長、今、課長から説明があったとおりでございまして、海辺の皆さんと一緒にやっても、お互いにつぶれてしまったら助け合いも何もできませんから、ぜひ山というのか、そうではない皆さんとの協定につきましての見解をあと1分お願いします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この大規模の災害の発生時というのは、ライフライン、それから情報通信網の途絶、庁内や公共施設の破損、職員の負傷、そういった自治体の災害対策機能というものが著しく低下をすることが予想されますので、ぜひ、また議員の皆さんが知っているところがあれば、またぜひ提言をしていただいて、その山間部の市町村と結べるようなそういうものがないか、ちょっと模索をしていきたいというふうに考えています。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 以上で終わります。

○議長（岡林守正君） 先ほど、14番武藤議員より提議のありました人事案件に対して、質疑・討論を行うことにつきましては、後日、議会運営委員会とも協議の上、その取り扱いについて検討いたしたいと思えます。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月11日午前10時に再開いたします。どうもお疲れさんでございました。

午後 3時00分 延 会